



令和5年度

重要要望書



福井市

福井市政の推進につきましては、日ごろから格別のご指導とご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

本年度から、第八次福井市総合計画がスタートしました。

目指すべき将来都市像「みんなが輝く 全国に誇れる ふくい」の実現に向けて、これまでの歩みを緩めることなく、さらなる高みを目指して、各種施策にしっかりと取り組んでまいります。

さて、令和6年春には、いよいよ北陸新幹線福井開業を迎えます。

この100年に1度の好機に向け、開業後の新たな人の流れを見据えた観光誘客や二次交通の充実、福井の産品の販路拡大、関係人口の創出・拡大など、開業効果を最大化するための取組を、着実に進めてまいります。

また、市民の安全安心な生活を守るため、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に引き続き取り組むとともに、本市が目指す2050年の二酸化炭素排出量実質ゼロに向けて、ゼロカーボンシティ実現のための取組を積極的に推進してまいります。

さらに、DXの推進により、市民サービスのさらなる向上と、一層の業務効率化を図ってまいります。

つきましては、本市の輝く未来を切り開き、「全国に誇れるふくい」の実現が着実に推進できるよう、本重要要望書に掲げた事項について、令和5年度の予算編成及び政策決定などにおきまして、特段のご配慮をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和4年 7月

福井市長 **東村新一**

< 表示の説明 >

令和4年度からスタートした第八次福井市総合計画の中で、特に推進を目指している項目について以下のとおり表示しています。

- デジタル技術やデータを活用し、利用者目線に立って新たな価値を創出する事業に **D X**
- 2050年のゼロカーボンシティ実現を目指し、温室効果ガス排出量の削減や吸収に繋がる事業に **ゼロカーボン**

特 別 重 要 要 望

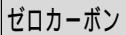
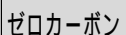
感染症対策

■ 感染症対策に関すること

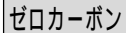
-  新型コロナウイルス感染症に係る経済対策について P1

都市機能

■ 北陸新幹線に関すること

-  並行在来線に係る財政負担の軽減について  P2
-   北陸新幹線の整備促進について  P3

■ 公共交通に関すること

-  J R 越美北線の維持に向けた支援について  P4

■ 中心市街地のまちづくりに関すること

-  県都のまちづくりに関する取組の連携強化について P5

地方創生

■ 人材還流に関すること

-  地方への若者人材還流のための施策推進について P6

■ 地方財政に関すること

-  地方財政の充実強化について P7

福祉・保健

■ 子育て福祉に関すること

-  低年齢児の受入れに対する支援の拡充や保育士の確保に向けた取組について P8
-  保育士の人材確保に向けた取組について P9

観光・商工

■ 観光振興に関すること

-  北陸新幹線福井開業に向けた集中的かつ戦略的なプロモーションの推進について P10

農林水産業

■ 林業に関すること

-  大規模工場の誘致による木材加工体制の強化について P11

建設・生活インフラ

道路に関すること

- 県 国 一般県道 清水麻生津線〔新日野川橋（仮称）〕建設の早期事業化について P12
- 県 都市計画道路 川西国道線の県道認定について P13
- 県 都市計画道路 福井縦貫線の未整備区間の着手について P14
- 県 国 一般国道 8 号の渋滞解消について P15
- 県 国 福井外環状道路の計画の具体化について P16
- 県 国 福井南スマートＩＣ（仮称）と広域的な防災拠点となる道の駅の整備について P17

河川、砂防、海岸、港湾に関すること

- 県 河川改修事業（都市基盤河川改修事業）馬渡川について P18
- 県 河川改修事業（広域河川改修事業）江端川について P19

教育

教育環境に関すること

- 県 国 学校教育施設整備への支援について P20

P36

■ 介護・長寿福祉に関すること

- 県 社会を支える介護人材の確保について P37

■ 保健・衛生に関すること

- 県 国民健康保険財政への支援について P38
- 県 骨髄等の提供に対する機運醸成のための施策の実施について P38
- 県 国 広域的かつ統一的な骨髄バンク支援制度の創設について P39

観光・商工

■ 観光振興に関すること

- 県 広域観光の推進に係る支援について ゼロカーボン P40
- 県 観光二次交通の充実について D X ゼロカーボン P41
- 県 福井城址における観光客の受入環境整備について D X P42

■ 商工振興に関すること

- 国 地域における創業支援等事業に対する支援について P43
- 国 ポストコロナに向けた中小企業の設備投資への支援について P44

農林水産業

■ 農業、林業、水産業に関すること

- 県 スマート技術導入の普及支援について D X P45
- 県 新規就業者への支援について P46
- 県 小規模農家への支援事業の拡充について P47
- 県 森林整備に係る事務の効率化について D X P48

■ 有害鳥獣に関すること

- 県 捕獲獣の広域的なエリアでの処理計画の検討について P49
- 県 国 捕獲獣の焼却までに必要な施設に対する支援について P50
- 県 国 野生鳥獣の個体数調査方法について P50

■ 農村基盤に関すること

- 県 国 農村地域の防災減災対策の推進について P51
- 農村地域防災減災事業（県営）文殊南部地区、滝波地区、古川排水地区（計画調査）
- 県 国 農業の競争力強化対策の推進について P52
- 農業競争力強化基盤整備事業（県営）片山地区、甕谷地区（計画調査）
- 芝原地区（計画調査）
- 県 国 農業基幹施設の長寿命化対策の推進について P53
- 農村整備事業（県営）福井東部地区
- 県 国 農業集落排水の安定的な運用について（品ヶ瀬地区） P53

建設・生活インフラ

■ 道路に関すること

県 国 一般県道 徳光福井線バイパスの早期整備について P54

■ 河川、砂防、海岸、港湾に関すること

県 河川改修事業（芳野川・大森川）について P55

県 県単急傾斜地崩壊対策事業について P55

県 国 鷹巣港および鷹巣漁港内への砂の流入防止対策について P56

■ 水道、下水道に関すること

国 地下水利用等による専用水道に係る法整備及び対応について P57

県 国 水道施設の耐震化事業に対する支援について P58

県 国 下水道施設の改築に対する支援について P58

教育

■ 教育環境に関すること

県 教職員の適正配置について P59

県 国 特別支援教育充実のための人員の配置について P60

県 国 栄養教諭・学校栄養職員の配置基準見直しについて P61

財源確保、事業推進等に係る要望

都市機能

- 中心市街地のまちづくりに関すること P62
- 公共交通に関すること P62

生活・防災

- 大雪等に関すること P62
- 防犯に関すること P63
- 環境に関すること P63

福祉・保健

- 子育て福祉に関すること P63
- 障がい福祉に関すること P63
- 介護・長寿福祉に関すること P63
- 保健・衛生に関すること P64

農林水産業

- 農業・林業・水産業に関すること P64
- 有害鳥獣に関すること P64
- 農村基盤に関すること P65

建設・生活インフラ

- 道路に関すること P65
- 河川、砂防、海岸、港湾に関すること P67
- 住宅に関すること P68
- 公園に関すること P69
- 水道、下水道に関すること P69

教育

- 児童生徒に関すること P69

■ 特別重要要望

感染症対策

■ 感染症対策に関すること

【内閣府 / 財務省】

国 新型コロナウイルス感染症に係る経済対策について

（要望）

新型コロナウイルスの影響により、甚大な損失を被った市民や中小事業者等に対して、切れ目のない、継続した経済対策を講じること

（現状）

新型コロナウイルス感染症の拡大は、長期間にわたって継続しており、飲食業や観光業等を始め、様々な業種の経営に大きな影響を及ぼしています。特に中小事業者への影響は深刻です。

本市ではこれまで、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、中小事業者の利子負担をなくすための制度融資利子補給事業や、市内の小規模店やまちなかの店舗で利用できる電子クーポンの発行など、地域経済の下支えに取り組んできました。

（課題）

新型コロナウイルス感染症の拡大により、資金力が乏しい中小事業者等への影響は、長期化が懸念されます。

令和5年度以降も、地域経済を下支えするため、自治体が柔軟にきめ細かな対策を講じられるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の継続が必要です。

【参考】

令和3年度新型コロナウイルス感染症対応に関する補正予算額内訳

・感染拡大防止の強化	1,079,136千円
・安全・安心な市民生活の確保	8,223,492千円
・地域経済への支援	734,314千円
・新しい生活様式への対応	139,996千円

< 財政部財政課 >

■ 北陸新幹線に関すること

[地域戦略部地域鉄道課]

県 並行在来線に係る財政負担の軽減について

（要望）

並行在来線の地方負担軽減のため、開業後の赤字補填や運営経費への支援など財政支援措置を講じるよう国に強く働きかけること

並行在来線における大規模な設備投資については、経営に大きな負担となることから、初期投資に準じ県が責任をもって支援し、市町負担の軽減を図ること

県、並行在来線会社において、利用促進策を積極的に実施するとともに、市町の利用促進策に対する補助制度を拡充すること

（現状）

令和 6 年春の並行在来線開業に向け、「福井県並行在来線経営計画」の策定や運営会社の鉄道事業許可、本格会社への移行など、準備が進められています。

しかしながら、全国の並行在来線会社の多くが赤字経営となる中、本県においても厳しい経営となることが予測されており、多額の地方負担を見込んでいます。

開業後の負担軽減を図るためには、老朽化した駅舎の改修など利便性向上を図り、利用者を増やすなど、収益向上につながる利用促進策が求められています。

（課題）

並行在来線は地域住民の交通手段であるとともに、貨物鉄道の広域ネットワークの一部も担っていることから、国の支援が必要不可欠なため、並行在来線関係道県協議会をはじめ様々な機会を通じ、県は国に財政支援を強力に求める必要があります。

また、県は、開業後の経営安定に向け、収益向上につながる利用促進策を市町と十分協議しながら積極的に実施するとともに、「並行在来線の取扱いに関する基本方針」を踏まえ、沿線市町の負担軽減に配慮しなければなりません。

県は、令和 4 年度に、並行在来線会社や市町が実施する利用促進策について、国庫補助の活用を前提とした補助制度を創設しましたが、国庫補助対象外の事業に対しても支援するなど、市町の財政負担軽減への更なる対応が必要です。

< 都市戦略部新幹線整備課 >

[地域戦略部新幹線建設推進課]

【国土交通省 / 総務省 / 財務省 / 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構】

景 図 北陸新幹線の整備促進について

（要望）

金沢・敦賀間について、工事工程の管理を徹底し、令和5年度末までの開業を確実に実行すること

金沢・敦賀間の建設財源について、貸付料の活用や国費の更なる増額も含め十分に確保するとともに、より一層のコスト縮減と地方負担の更なる軽減を図ること

敦賀・大阪間について、令和5年度当初に着工できるよう必要な財源を早急に確保し、北海道新幹線札幌開業（令和12年度末）頃までに大阪までのフル規格による全線開業を実現すること

（現状）

北陸新幹線は、地方への経済波及効果が大きく、投資効果に優れ、地方創生の推進や日本経済の再生に大きく貢献することから、本市の発展にとって必要不可欠なものです。

また、災害時等に現行の太平洋側中心の高速交通網の代替補完機能を有し、国土の均衡ある発展に寄与します。

金沢・敦賀間については、令和3年3月末、工事实施計画の変更認可により、工期の1年遅延と事業費が2,658億円増加されましたが、令和5年度末開業に向け、工期・事業費とも計画の範囲内で進捗しています。

敦賀・大阪間については、令和3年2月に「与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム敦賀・新大阪間整備委員会」が開催され、財源確保等の議論が始まりましたが、京都府の一部地域において環境アセスメントに遅れが生じています。

（課題）

金沢・敦賀間については、令和5年度末までの開業を確実に実行するとともに、事業費の一層のコスト縮減と地方負担の更なる軽減を図る必要があります。

敦賀・大阪間については、令和5年度当初に着工できるよう建設財源を早急に確保するとともに、環境アセスメントを確実に進め、早期に大阪までの全線開業を実現する必要があります。

【参考】

平成27年1月14日 「平成34年度末の完成・開業を目指す」ことを政府・与党申合せ

平成31年3月29日 金沢・敦賀間の工事实施計画の変更認可（工事費：2,263億円増加）

令和3年3月31日 金沢・敦賀間の工事实施計画の変更認可

（工事完了予定時期：令和5年度末、工事費：2,658億円増加）

< 都市戦略部新幹線整備課 >

■ 公共交通に関すること

[国土交通省]

図 J R 越美北線の維持に向けた支援について

(要望)

J R 越美北線など地方ローカル線の将来にわたる安定的な維持・存続を図るため、鉄道事業全体の損益に関わらず、路線ごとの減収補填制度を創設するなど、法整備等も含め、必要な対策を講じること

日常生活に欠かせない交通基盤である地方ローカル線が、不採算路線であることを理由に安易に廃止やバス転換とならないよう、鉄道事業者に対する国の関与を強化すること

(現状)

J R 越美北線は、地域の重要な交通機関として、通勤や通学での利用だけでなく高齢者の貴重な移動手段として、地域の人々の暮らしを60年以上支え続けてきました。

本市としても、これまで、沿線である大野市や福井県とともに、「越美北線と乗合バスに乗り換える運動を進める会」を設置し、利用促進を積極的に推進してきました。また、市単独でも運賃助成や利用啓発事業を実施してきました。

さらに、本年10月の福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館の開館や、令和6年春の北陸新幹線福井開業を控え、観光客の二次交通としても期待されているため、本市では、令和3年3月にJ R西日本金沢支社、福井県、大野市とともに、「越美北線の観光利用促進に関する連携協定」を締結し、利用促進に向けた様々な事業に取り組んでいます。

(課題)

長期化している新型コロナウイルス感染症の影響によって、J R西日本では、収益の柱である新幹線や大都市圏での利用が激減し、これまで内部補助で成り立ってきた地方ローカル線を将来にわたって維持することが困難になってきています。

そのため、鉄道事業者の内部努力だけに頼るのではなく、国としても、路線ごとの減収補填制度を創設するなど積極的な関与が必要であり、支援なしでは、地方ローカル線の維持存続を行うことは難しい状況になっています。

持続可能な地域づくりに必要不可欠な社会インフラである地方ローカル線が、不採算路線であることを理由に安易に廃止やバス転換とならないよう、国の積極的な関与が必要です。

< 都市戦略部地域交通課 >

■ 中心市街地のまちづくりに関すること

[地域戦略部交通まちづくり課 / 土木部道路保全課、都市計画課]

景 県都のまちづくりに関する取組の連携強化について

（要望）

県、市、商工会議所で組織する「県都にぎわい創生協議会」における議論を踏まえ、民間のプレーヤーが活動しやすい環境整備や、官民連携のまちづくりの仕組みづくりを市と連携して取り組むこと

令和４年度策定の福井駅周辺の将来像を示したグランドデザインに基づき、市街地の再構築のための財政支援や、中央大通り、東大通りなどの再整備、恐竜モニュメント等の設置による「恐竜王国ふくい」のＰＲなど、県、市の協力体制のもと計画の推進を図ること

（現状）

県、市、商工会議所により設立された「県都にぎわい創生協議会」において、福井駅周辺の将来像を示したグランドデザインを令和４年度に策定します。

「県都にぎわい創生協議会」での議論を踏まえ、震災・戦災から７０年余りが経過し老朽化したビルや店舗をリノベーション等で再生するための財政的支援を令和４年度から実施しています。

また、北陸新幹線福井開業に向けて、令和４年度から５年度にかけて福井駅東口を中心に恐竜モニュメント等を設置し、「恐竜王国ふくい」の知名度向上とおもてなし空間の魅力づくりを進めています。

さらに、民間の担い手が道路空間を活用した取組 通称「ふくみち」を開催するなど、まちの賑わいづくりと回遊性向上にも取り組んでいます。

（課題）

官民で策定するグランドデザインに位置付ける事業を着実に推進するためには、それぞれの主体が緊密に連携・協力して取組を進める必要があります。

特に、市街地における老朽化したビルや店舗のリニューアルのための支援、恐竜モニュメント設置など、福井駅周辺の賑わい創出に向けた各種事業を強力に推進しなければなりません。

また、民設民営による民間主体のアリーナ構想についても、行政としての支援のあり方を検討する必要があります。

その他、中央大通り、東大通り、御本丸大手町線などの道路整備や、道路空間を活用した「ふくみち」の支援など、官民連携によるエリアマネジメント活動の促進を図る必要があります。

< 都市戦略部都市整備課 >

地方創生

■ 人材還流に関すること

【内閣府】

国 地方への若者人材還流のための施策推進について

（要望）

東京圏から地方への若者人材還流と地元定着を着実に促進する施策の強化及び地方の施策推進のための財政支援の更なる充実を図ること

（現状）

国は、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標のひとつに「地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる」を掲げ、地方への移住・定着の推進と、地方とのつながりの構築に取り組み、2024年度までに地方と東京圏との転入・転出を均衡させることを目指しています。

しかしながら、東京圏への転入超過数は、コロナ禍の影響もあり減少しているものの、2021年で約8万人と超過の状況が続いています。

こうしたことから、地方への人材還流と地元への定着を促進させるため、更なる施策の強化が必要です。

（課題）

本市では、東京圏をはじめ全国からのU・Iターン促進に向けて、移住に係る経済的負担の軽減や就職のサポート、住まいの支援のほか、移住の足掛かりとなる関係人口の創出・拡大に向けて都市部から若者人材を呼び込むプロジェクトなど様々な施策を展開しています。

しかしながら、地方の取組だけでは持続的な人材還流につなげることは容易ではなく、国が先頭に立ってあらゆる施策を総動員するとともに、地方創生交付金などの財政支援や移住支援制度の充実を図り、地方への人材還流を促進する必要があります。



< 総務部未来づくり推進局まち未来創造課 >

■ 地方財政に関すること

【総務省 / 財務省】

国 地方財政の充実強化について

（要望）

地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を実現すること

地方の財政需要を地方財政計画への確に反映し、地方交付税の法定率の引上げにより、臨時財政対策債に依存しない制度を確立すること

公共施設の統廃合や廃止、長寿命化への取組に対する十分な財政措置を講じること
減収補填債の対象として、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金及び地方消費税交付金を追加すること

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、ウィズコロナ及びアフターコロナ社会における新たな財政需要に対し、自治体の財政運営に支障が生じないよう、財政措置を講じること

連携中枢都市圏に対する財政措置を今後も継続すること

（現状）

本市においては、人口減少社会の克服に向け、真に必要な施策を推進しているところですが、社会保障関連経費の著しい増加や、社会資本整備に伴う公債費の負担が財政を圧迫している状況です。

また、令和8年度までを計画期間とする「福井市財政計画」に基づき、収支均衡した財政構造の確立を推し進めていますが、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、地域経済の回復に相当な期間を要すると想定されます。令和4年度においても本市税収の見込みは不透明感が拭えず、財政運営が不安視されています。

さらに、本市は県内11市町で形成する「ふくい嶺北連携中枢都市圏」の中心都市として、圏域の持続的発展に向けた施策を進めており、令和6年度を開始年度とした次期都市圏ビジョンの策定を見据え、圏域市町と協議を進めています。

（課題）

国と地方の税財源配分については、大きな隔たりを交付金や国庫支出金で穴埋めしているのが実態であり、適切な税源配分とはほど遠い状況です。

地方交付税は、必要かつ安定的な地方財政の運営を行える水準になく、また、臨時財政対策債の残高が増大していることから、公債費の伸びが過度な財政負担となっています。

また、過去に建設された公共施設等は、これから大量に更新時期を迎えるため、厳しい財政状況下においても、公共施設の統廃合や廃止、長寿命化等に取り組む必要があります。

さらには、新型コロナウイルスの影響が長期化する中、市民生活や中小事業者等への支援をはじめ、行政のデジタル化や公共施設脱炭素化の推進など、ウィズコロナ及びアフターコロナを見据えた取組に対して十分な財源が必要です。

加えて、国は連携中枢都市圏に関する取組を推進するため、都市圏ビジョンに基づく事業に対し地方交付税措置を行っていますが、圏域全体の持続的な発展を推進していくためには、今後も継続した財政措置が必要です。

< 財政部財政課 >

県 低年齢児の受入れに対する支援の拡充や保育士の確保に向けた取組について

(要望)

低年齢児保育充実推進事業の拡充（補助単価の引上げ）を図ること
保育士の確保に向けた取組の更なる充実を図ること

(現状)

国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」等における配置基準においては、1歳児6人に対し保育士1人を配置することとされています。しかし、本市では低年齢児保育の充実のため、公立園において1歳児5人に対し保育士1人を配置しているほか、私立園に対しては、低年齢児担当の保育士を加配できるよう補助を実施しています。

私立園からは、公立園と同基準で保育士を配置できるような財政支援や、配置基準の見直しに向けた国・県への働きかけについて要望が寄せられています。

県は、令和4年度より低年齢児保育充実推進事業について、補助対象を拡大しましたが、保育士の増員につながるような助成額にはなっていません。

また、保育士の確保について、県は令和元年10月より福井県保育人材センターを開設し取り組んでいるところですが、私立園、公立園ともに、依然として保育士の確保に苦慮しています。

(課題)

保育士等を国の配置基準以上に配置をする場合は、多額の負担が生じます。

県の低年齢児保育充実推進事業については、職員の経験年数等の要件を設けているにもかかわらず、補助単価の水準はニーズに見合ったものになっておらず、事業者からの申請も多くありません。

また、配置基準の改善にあたっては保育人材の確保が不可欠であるため、福井県保育人材センターにおける求職登録者数の増加に向けた周知広報の更なる強化が必要です。

【参考】「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（厚生労働省）等における配置基準

【保育園】 ・保育士配置基準 児童数 保育士 0歳児 3 : 1 1・2歳児 6 : 1 3歳児 20 : 1 4・5歳児 30 : 1 (福井市の公立園は1歳児 5 : 1)	【認定こども園】 ・保育教諭配置基準 保育園と同様に配置基準を設定 ・学級ごとに、担任する専任の保育教諭を1人必置 (保育教諭数 学級数) ・1学級35人以下
--	---

< 福祉部子育て支援課 >

図 保育士の人材確保に向けた取組について

（要望）

保育士の新規人材の確保や離職防止のため、保育士の職員の給与が他職種と比べて適切な水準となるよう処遇改善を図るとともに、職員配置の改善を図ること

（現状）

福井県の保育士の有効求人倍率は、令和4年1月時点で3.73倍と厳しい状況にあり、今後も人材不足が見込まれます。

処遇改善については、従来の処遇改善等加算に加え、令和4年2月から9月には、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」により3%程度の処遇改善も行われていますが、福井県における保育士の平均給与年額は全職種平均を下回っています。

また、保育現場からは、現行の配置基準では保育士の負担が大きいことから、受け持ち定数の是正など改善を望む声が寄せられています。

（課題）

保育人材を確保するためには、保育士の処遇改善を行うとともに、配置基準を改善することによる現場の負担軽減が必要となります。

また、この取組には十分な財源が必要になりますが、地方に負担を転嫁するのではなく、国の責任において財政措置を図ることが必要です。

【参考】「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（厚生労働省）等における配置基準

【保育園】 ・保育士配置基準 児童数 保育士 0歳児 3 : 1 1・2歳児 6 : 1 3歳児 20 : 1 4・5歳児 30 : 1 (福井市の公立園は1歳児 5 : 1)	【認定こども園】 ・保育教諭配置基準 保育園と同様に配置基準を設定 ・学級ごとに、担任する専任の保育教諭を1人必置 (保育教諭数 学級数) ・1学級 35人以下
--	--

< 福祉部子育て支援課 >

■ 観光振興に関すること

[交流文化部観光誘客課、新幹線開業課、ブランド課]

県 北陸新幹線福井開業に向けた集中的かつ戦略的なプロモーションの推進について

(要望)

首都圏等でのプロモーションについて、福井開業に向け更なる強化を図るとともに、市町との連携を促進し、オール福井で効果的に取り組むこと

県内全域での機運醸成やおもてなしを加速させるため、市町の意見を踏まえた上で、開業PRの装飾など一体感のある演出に取り組むとともに、市町独自の取組への支援を行うこと

福井の魅力を全国に発信し、開業効果をより高めるため、「NHK連続テレビ小説(朝ドラ)」の誘致に本市と共に引き続き取り組むこと

(現状)

北陸新幹線福井開業を目前に控え、観光客や交流人口の拡大を図る絶好の機会を迎えています。この好機に、開業効果を最大限に高めるとともに、県内全域へ波及させるため、県全体の機運醸成や県外に向けた集中的かつ戦略的な情報発信を行っていく必要があります。

そのため、本市では、官民一体での行動計画「北陸新幹線福井開業アクションプラン」や、「観光振興計画」に基づき、福井開業に向けた各種取組を加速させています。

首都圏等に向けた情報発信では、福井市のイメージロゴ「福いいネ!」を活用し、福井のイメージの発信や観光PRを積極的に行っています。

また、開業に向けた機運醸成を図るため、開業イベントの開催なども行っています。

併せて、国民的番組である「NHK連続テレビ小説(朝ドラ)」の誘致による福井の認知度向上や、開業効果の最大化につなげるため、本市を舞台とする題材(「だるまや少女歌劇」や「絹扇」など)の紹介など、NHKに対する要望活動を行っています。

(課題)

首都圏でのプロモーションについては、開業直前に最大の効果が出るよう、取組をより拡大していく必要がありますが、大規模なプロモーションや出向宣伝は市町単体では限界があることから、県が中心となり、オール福井で効果的に取り組んでいく必要があります。

開業に向けた機運醸成では、駅周辺をはじめ、多くの方の目に止まる場所で開業PRの装飾を施し、かつ、県内全域で一体的に展開していくことが効果的です。併せて、開業後の観光客等に対するおもてなしとしての歓迎装飾も重要となります。

一方で、これら装飾には多額の費用が掛かり、各市町での設置は進んでいないことから、県において開業PRの装飾など一体感のある演出に取り組むとともに、市町独自の取組への支援を行い、県と市町が連携しながら進めていく必要があります。

朝ドラは放映時期の概ね2年前に題材等が決定され、福井開業年(2024年春)の放映分については、2022年(令和4年度)に決定される見込みです。

また、各年2作が放映され、前期(4~9月)はNHK放送センター(東京)、後期(10~3月)はNHK大阪放送局が制作します。

福井は西日本エリアであり、可能性としてNHK大阪放送局において題材として取り上げられることが考えられますが、東京、大阪それぞれに継続的に要望活動を行う必要があります。

<総務部未来づくり推進局新幹線プロモーション課>

<商工労働部観光文化局おもてなし観光推進課>

■ 林業に関すること

[農林水産部県産材活用課]

県 大規模工場の誘致による木材加工体制の強化について

(要望)

木材需要加工体制の強化を図るため、「ふくいの森林・林業基本計画」に掲げられた大規模工場を早期に実現すること

(現状)

近年、林業経営者及び関係機関の努力により、搬出される木材生産量が増加傾向にあります。しかし、県内には、主に合板、集成材として利用されるＢ材を加工する工場が無く、県外の工場に出荷していることから、搬出経費が嵩んでいます。

(課題)

今後、森林環境譲与税と森林経営管理制度を活用し、森林所有者の意向確認や境界の確定が進むにつれて、意欲ある林業経営者による森林整備が進むことが見込まれます。

これまで以上に、Ｂ材を含む木材生産量の増加が予測されることから、県内において加工できる大規模工場を早期に誘致することが求められています。

< 農林水産部林業水産課 >

[土木部道路建設課]
 【国土交通省】

景 図 一般県道 清水麻生津線〔新日野川橋（仮称）〕建設の早期事業化について

（要望）

未整備区間について早期に事業化すること

（現状）

本路線は、平成 8 年 4 月に県道として路線認定されました。一般県道福井鯖江線との連絡部分については、平成 23 年度よりクランク解消のための工事が進められ、平成 27 年 3 月に完了しました。

（課題）

本路線の整備により、清水地域と一般国道 8 号や北陸自動車道を最短で結ぶことができます。また、主要地方道福井四ヶ浦線及び主要地方道清水美山線と連絡することで、越廼地域から美山地域までの本市における東西方向の幹線道路として観光や経済の活性化に寄与することが期待されます。

県では、令和 3 年 10 月に策定した「道路整備プログラム」において、事業化検討箇所として本路線を位置付けています。

県では、令和 3 年 10 月に策定した「道路整備プログラム」において、事業化検討箇所として本路線を位置付けています。

これまで本路線は、平成 17 年 2 月の福井圏域合併協議会において策定した「新市まちづくり計画」で重点路線として位置づけられていましたが、片山町から南居町までの区間については未整備の状態となっているため、一日も早い整備が求められています。

今年度実施する地質調査など、事業化に向けた準備を着実に進めることが必要不可欠となっています。



【参考】

未整備区間の事業について

事業内容：橋梁新設、取付道路築造

所在地：福井市片山町～福井市南居町

延長：L=約 950m（内橋梁 L=約 306m）

未整備区間以外は整備完了

景 都市計画道路 川西国道線の県道認定について

(要望)

早期の整備完了に向け、本路線を県道認定すること

(現状)

本路線は、福井市北部（九頭竜川以北）における東西交通の円滑化等を図るため、平成7年3月に都市計画の決定がなされました。整備計画延長6,530mのうち、坂井市地係を含む主要地方道福井金津線以東の延長3,700m及びコシヒカリ道路以西の延長350mについては整備が完了しています。

現在、主要地方道福井金津線以西の延長700mの区間について整備を進めており、残りの1,780mが未施工区間となっています。



(課題)

本路線の整備により、主要地方道福井加賀線や主要地方道福井金津線など既存の道路とネットワークが構築され、九頭竜川以北から福井市街地に流入する交通の分散を図り、九頭竜川を横断する南北交通の円滑化と交通混雑の解消が図られるなど、広域的な事業効果が期待されます。

さらに、一般国道416号を介してテクノポート福井を結ぶことから、福井港（主要港）と一般国道8号を連絡する道路の一部となります。

県では、令和3年10月に策定した「道路整備プログラム」において、本路線を事業化検討箇所として位置付けておりますが、整備を実施する事業主体については未定となっています。

このことから、一日も早く本路線を県道認定し、早期の整備完了を実現する必要があります。

【参考】

整備計画延長	L = 6,530m
[福井市域]	L = 6,140m
・整備済	L = 3,660m（県道：2,451m 市道：1,209m）
・整備中	L = 700m（市道：700m）
・未整備	L = 1,780m
[坂井市域]	L = 390m
・整備済	L = 390m（県道：390m）

福井県（三国土木事務所）が県道として整備

景 都市計画道路 福井縦貫線の未整備区間の着手について

(要望)

都市計画道路福井縦貫線の未整備区間(新木田交差点～花堂中)について、早期に事業化(4車線化)すること

(現状)

当該区間(新木田交差点から南約1.5km)は、昭和21年の都市計画決定以降、局所的な改良は行われているものの、朝夕の通勤時間帯には常に交通渋滞が発生しています。

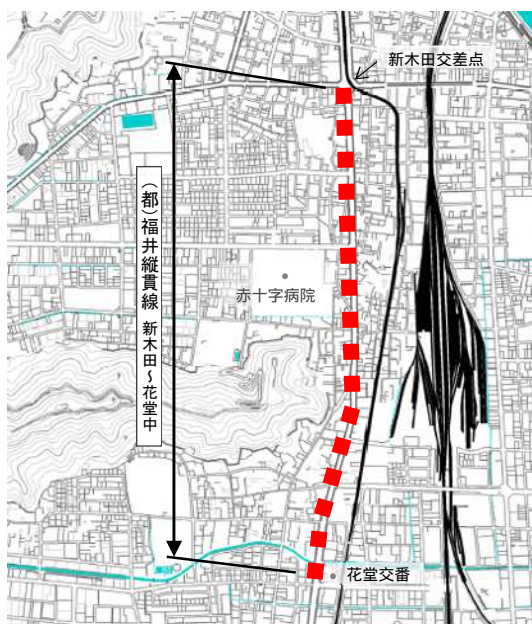
平成20年度には、当該区間の道路整備の支障となっていた沿線の地籍混乱は解消されており、また、平成24年度には、福井県渋滞対策協議会が、当該区間の3箇所の交差点を含む区間を「地域の主要渋滞箇所」として公表しております。

昨年度は、事業化に向けた都市計画変更について、県市合同による、地元代表者への説明を行うなど、地元の合意形成のための取組を開始しました。

(課題)

当該区間は、4車線の幹線道路として都市計画決定されていますが、現況の3車線(北進2車線、南進1車線)では、1日あたりの交通量からも車線数が不足しており、幹線道路として十分な機能を果たしていないことから、4車線化する必要があります。

【参考】



景 図 一般国道 8 号の渋滞解消について

（要望）

渋滞の原因を調査し、抜本的な渋滞解消につながる対策を講じること

（現状）

本路線は、北陸と関西・中京圏を結ぶ重要な幹線道路で、地域の経済活動や産業の発展に欠かせない道路であります。しかしながら、本市市街地のほぼ全区間で慢性的に渋滞が発生し、地域産業の振興や市民生活に多大な支障をきたしています。



（課題）

本路線の沿線には、飲食店やスーパーなど様々な店舗が建ち並んでおり、関西や中京圏を結ぶ重要な幹線道路であるとともに、市民生活を支える重要な道路であります。

また、近年頻繁に発生している局地的集中豪雨等の自然災害時には、緊急的な輸送道路として、防災面でも極めて重要な道路となっています。

そのため、国・県を中心とした福井県渋滞対策協議会において、渋滞箇所の調査や交差点改良等の対策を行ってはいるものの、十分な効果は表れていません。

平常時や災害時を問わず安定的に利用でき、安全で安心な地域づくりを実現するため、抜本的な対策も含めた渋滞対策が必要不可欠となっています。

【参考】

福井県渋滞対策協議会において選定された主要渋滞箇所と対策

- ・ 大和田交差点 : 右折レーンの正対化(H29)
- ・ 大和田南交差点 : なし
- ・ 新保交差点 : 右折滞留長の延伸(H24)
- ・ 丸山交差点 : 右折レーンの増設検討中(R3～)
- ・ 米松交差点 : 右折導流路の設置等(H24)
- ・ 板垣交差点 : 停止線位置変更(H30)
- ・ 産業会館交差点 : 右折導流路の設置(R1)
- ・ 大町交差点 : なし

< 建設部道路課 >

景 図 福井外環状道路の計画の具体化について

（要望）

広域道路ネットワーク路線であり重要物流道路に指定されている本道路の計画の具体化を進めること

（現状）

本道路は、平成 6 年に地域高規格道路に指定され、平成 10 年に計画路線となっています。また、令和 3 年 7 月に国が公表した新広域道路交通計画の広域道路ネットワーク計画において高規格道路に位置付けられ、令和 4 年 4 月には、平常時・災害時を問わない物流上重要な道路輸送網として国土交通大臣が指定する重要物流道路に指定されました。



（課題）

高規格道路である本道路が整備されることで、安定的な物流の確保による産業振興の促進や、国道 8 号等の通過交通の転換による福井市街地内道路の渋滞・混雑の緩和、交通事故の減少が期待されます。

また、近年頻発している大雪時には、国道 8 号や北陸自動車道等において交通の停滞が発生し、経済活動や市民生活に多大な影響を及ぼしていることから、雪などの災害に強い新たな南北軸となる道路の構築が強く求められています。

このことから、まずは本道路の計画の具体化を進め、10 年後の完成に向け早期の事業化が必要不可欠となっています。

【参考】

令和 4 年 4 月 1 日 重要物流道路に指定

候補路線（対象：高規格道路）	380 路線
計画路線（対象：高規格道路）	88 区間
事業区間（対象：全ての道路）	約 2,900 km
供用区間（対象：全ての道路）	約 36,000 km

< 建設部道路課 >

景 図 福井南スマートＩＣ（仮称）と広域的な防災拠点となる道の駅の整備について

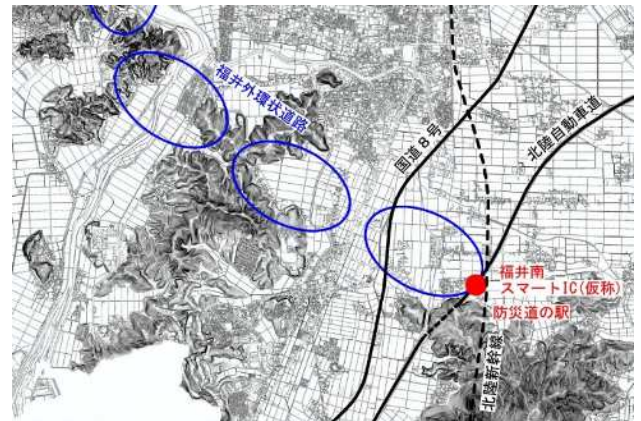
（要望）

新たなスマートＩＣ及び防災道の駅の整備について、検討の支援を行うこと。

（現状）

北陸自動車道における福井ＩＣと鯖江ＩＣ間の距離は約 11 km あり、本市南部地域に多く集まる物流拠点及び西部地域から北陸自動車道へのアクセスは利便性に欠けています。また、福井南スマートＩＣ（仮称）の整備について、福井市南部地区総合開発促進期成同盟会から県及び市に要望されています。

道の駅については、国土交通省が令和 2 年度から第 3 ステージとして「地方創生・観光を加速する拠点」と位置付け、取組のひとつとして広域的な防災拠点となる「防災道の駅」制度を導入しています。



（課題）

福井ＩＣと鯖江ＩＣ間に福井南スマートＩＣ（仮称）が早期に整備されることで、本市南部地域に多く集まる物流拠点及び西部地域から北陸自動車道へのアクセス時間の短縮が期待されます。

本市では、近年頻発している大雪時に国道 8 号や北陸自動車道等において交通の停滞が発生し、経済活動や市民生活に多大な影響を及ぼしています。また、集中豪雨による水害や、大規模地震などの自然災害は今後増えていくものと予想されます。

こういった中、災害への対応や復旧を効率的に行うため、福井南スマートＩＣ（仮称）周辺に防災道の駅を整備し、除雪車等の支援車両基地や支援物資集配基地等の機能をもつ広域的な防災拠点をつくる必要があります。

【参考】

『防災道の駅』 全国で 39 箇所（令和 3 年 6 月時点）

- 例）・越前おおの荒島の郷（大野市） ・のと里山空港（石川県輪島市）
- ・あらい（新潟県妙高市） ・せせらぎの里こうら（滋賀県甲良町）

スマートＩＣ 全国で 146 箇所（令和 4 年 3 月末時点）

- 例）・南条スマートＩＣ （北陸自動車道 福井 SA・PA 接続型 H21.4）
- ・上市スマートＩＣ （北陸自動車道 富山 本線直結型 R3.12）
- ・敦賀南スマートＩＣ （舞鶴若狭自動車道 福井 本線直結型 H29.3）
- ・三方五胡スマートＩＣ（舞鶴若狭自動車道 福井 SA・PA 接続型 H30.3）

[土木部河川課 / 農林水産部農村振興課]

景 河川改修事業（都市基盤河川改修事業）馬渡川について

（要望）

一級河川 馬渡川については、市との協定を見直すとともに、排水ポンプの更新増強をすること

（現状）

馬渡川は県管理の一級河川ですが、昭和５６年の浸水被害を契機に県と協定を締結し、昭和５９年から都市小河川改修事業として市が河川改修に着手しました。

令和元年度にはボトルネックであった芦原街道横断部の河道拡幅を終えたことにより、流域では、浸水リスクが大幅に低減しました。

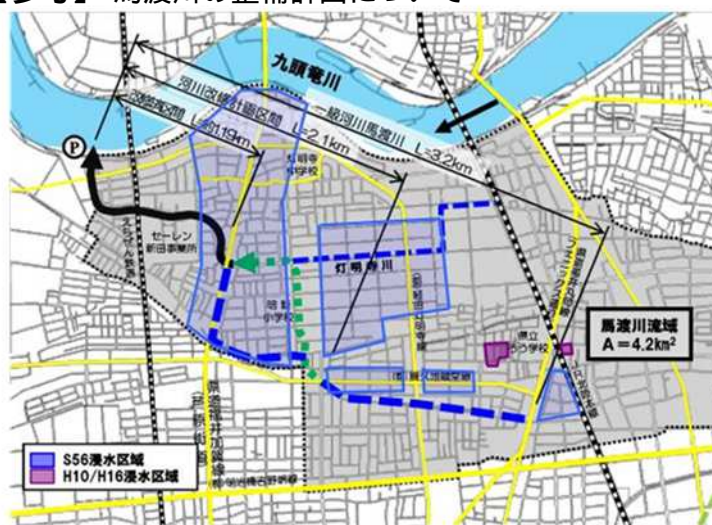
しかしながら、馬渡川排水機場の排水ポンプは、設置から５６年が経過し、地元からも更新増強の要望が出ています。

（課題）

県は、河川改修の効果や上流部の未整備区間における周辺環境の変化、浸水被害の実態を踏まえ河川整備計画を見直すとともに、市との協定を見直す必要があります。

また、馬渡川排水機場のポンプは、設置から５６年が経過し、老朽化が著しく進んでいます。そのため、改修した断面に見合ったポンプに増強し、治水効果を最大限に発揮する必要があります。

【参考】 馬渡川の整備計画について



事業期間：昭和５９年度～令和３年度
事業延長：L=2,100m
事業費：約 105 億円

馬渡川排水機場の現況ポンプの排水能力は、 $3.6 \text{ m}^3/\text{s}$ 。
一方、「九頭竜川水系馬渡川河川整備計画取りまとめ業務報告書」（平成１７．９）では、参考資料として、当該ポンプの排水能力は、 $13.5 \text{ m}^3/\text{s}$ が最も効率が高いとされている。

< 建設部河川課 >
< 農林水産部農村整備課 >

景 河川改修事業（広域河川改修事業）江端川について

（要望）

未改修区間を早期完成し、上流域の改修未計画区間について継続して事業に着手すること

（現状）

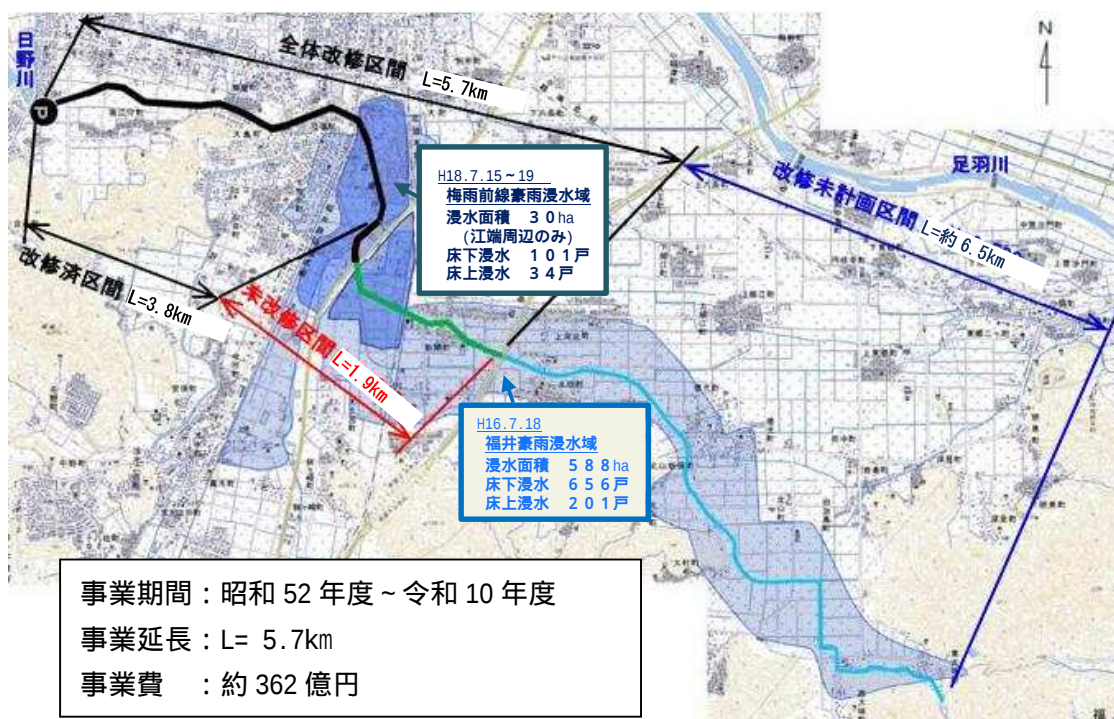
江端川は県管理の一級河川であり、昭和52年度から河川改修に着手しました。これまでに日野川合流点から上流の河道3.8km区間（芥田川下流）の改修を終えました。

（課題）

事業着手から45年が経過しましたが、この間、平成16年の福井豪雨で甚大な被害を受けたにもかかわらず、依然として未改修区間が1.9kmもあります。

また、近年多発する集中豪雨により、避難勧告に相当する避難判断水位に達する回数が多く、中上流域で道路冠水が発生している状況であることから、一日も早く地域住民の安全で安心な生活環境を確保する必要があります。

【参考】 江端川の整備計画について



< 建設部河川課 >

教育

教育環境に関すること

[教育庁教育政策課]

【 文部科学省 】

県 国 学校教育施設整備への支援について

（要望）

校舎等の新築をはじめとする施設整備について、国の基準を上回る県独自の少人数学級化や脱炭素化に向けた整備を推進するための補助制度を創設し、国の負担金制度等を補完すること

また、大規模改造事業や長寿命化改良事業などの老朽化対策等に係る交付金について、実情に見合った補助単価の引き上げを行い、十分な財源措置を講じること

（現状）

令和３年度、国は小学校における学級編成の標準人数を４０人から３５人に引き下げるとともに、公立学校施設整備に係る国庫補助の算定方法に係る規定についても、これに応じた変更を行いました。しかしながら、中学校については４０人学級に据え置かれたままの制度となっています。

このような中、本市では、児童生徒数の増加が著しい北部地域における学校の規模適正化を図るため、現森田中学校を転用改修する小学校の２校化と、これに伴う新たな中学校の建設を計画しており、その建設にあたっては、国の基準を上回る県独自の少人数学級化による整備としています。

また、本市の学校施設は、昭和４０年代から５０年代に集中的に整備されており、老朽化が顕著となっています。このため、児童生徒が安全に安心して学校生活を送ることができるよう、改修等による学校施設の老朽化対策や教育環境の質的向上を図るほか、予防保全を基本とする施設の長寿命化を推進しています。

（課題）

県独自の基準では、未だ中学校に関して国の基準に比べ多くの教室を確保する必要があり、その事業費は、新中学校建設の際、公立学校施設整備費負担金の対象とならないことから、本市の財政負担が大きくなります。

さらに、ゼロカーボンシティを目指す本市においては、環境教育の重要性を強く認識しており、新中学校の建設にあたっては、ＺＥＢ化や県産材の積極的な活用を検討するなど、環境負荷の低減を図るとともに、環境教育に寄与する施設の整備が求められています。

また、学校施設環境改善交付金の対象となる事業の多くは、改修面積に改修単価を乗じた基準額に基づき交付額が算出されています。しかしながら、基準額と実際の事業費とでは相当の乖離が生じており、結果的に総事業費に占める交付金の割合は低くなることから、今後、大規模改造や長寿命化改良などの老朽化対策事業を集中的に進めていく中では、その財源の確保が課題となります。

< 教育委員会事務局教育総務課 >

■ 重要要望

感染症対策

■ 感染症対策に関すること

[健康福祉部保健予防課]

県 新型コロナウイルス感染症対策の推進について

(要望)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、今後も県及び市の連携体制を維持すること

新型コロナウイルスの変異株が次々と発生し、中でも令和4年1月以降は感染力の強いオミクロン株により感染が急拡大しました。

これまで、県及び市職員による受診・相談センターの業務運営や、地域の医療機関と連携した診療・検査体制の整備、接触者への積極的な検査の実施、医師をはじめとする人員応援体制など、県と市が連携を図り、感染拡大防止に取り組んできました。

入院コーディネートセンターによる一元的な入院調整に加え、令和4年1月からは、「福井県陽性者・接触者サポートセンター」の設置により、陽性者および濃厚接触者の健康観察業務を集約されたことで、各保健所が更に積極的疫学調査や感染防止指導等の業務に注力できる体制をとることができました。

しかし、感染の再拡大が周期的に起きており、新型コロナウイルス感染症の収束までには数年かかると言われております。

引き続き、現在の検査体制を維持しながら感染者の早期発見に努め、感染拡大の際には、県・市合同対策チームによる対応や、人員応援体制など、県及び市が連携により拡大防止を図ることが重要です。

< 保健衛生部福井市保健所保健企画課保健予防室 >

北陸新幹線に関すること

[地域戦略部新幹線建設推進課 / 土木部都市計画課]

【国土交通省 / 財務省 / 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構】

景 図 北陸新幹線開業遅延に伴う影響の軽減について

(要望)

北陸新幹線の開業遅延に伴い、計画的に進めている事業等への影響による新たな経費負担を極小化するため、政府を挙げて適切な支援措置を講じること

新幹線福井駅舎と一体的に整備する福井市観光交流センターについては、新幹線開業までの期間、施設の有効活用や管理運営費などのソフト事業に関する追加経費に対し、新たな財政支援制度の創設等により確実に支援すること

これまで令和5年春の開業を見据え、福井駅周辺をはじめとする様々なまちづくりに計画的に取り組んできましたが、令和3年3月末、工事遅延による開業延期と事業費が2,658億円増嵩する変更認可がありました。

沿線自治体における開業遅延による影響については、まちづくりや観光・イベントにとどまらず市民生活や税収等にまで多方面に及ぶこととなります。

また、福井駅東口に合築する福井市観光交流センターは、完成する令和5年1月から新幹線開業までの期間(1年2か月)維持管理に係る追加費用が必要となることから、国の適切な支援措置が必要不可欠です。

【国土交通省 / 総務省 / 財務省】

図 並行在来線への支援について

(要望)

並行在来線の安定的な経営維持のため、開業後の運営費への支援や財政措置(貨物調整金、施設整備等に対する補助、地方財政措置等)の拡充など、適切な支援措置を講じること

並行在来線は、通勤・通学など地域住民の日常生活に欠かせない交通手段であるとともに、貨物鉄道の広域ネットワークの一部を担うなど重要な社会基盤となっています。

既に開業している各地の並行在来線は、収益性の低い区間のみが経営分離されたことなどから、多くが赤字となっており、極めて厳しい経営状況となっています。

令和3年10月に策定した「福井県並行在来線経営計画」においては、開業後11年間で総額70億円の収支差が発生するなど厳しい経営状況を見込んでおり、多額の地方負担が必要となります。

< 都市戦略部新幹線整備課 >

景 図 北陸新幹線敦賀開業時の利便性確保について

（要望）

北陸新幹線敦賀開業時に、敦賀駅までの「かがやき」などの運行本数は、金沢駅と同数を確保すること

北陸と関西・中京間のアクセスについて、在来線特急の運行本数の維持・拡大や所要時間の短縮などによる敦賀駅での利便性の向上を図ること

北陸新幹線敦賀開業に伴い、利便性確保の観点から、敦賀駅においては、金沢駅に乗り入れている「かがやき」・「はくたか」・「つるぎ」の運行本数を維持する必要があります。

また、現在、北陸と関西・中京方面を運行する特急「サンダーバード」及び特急「しらさぎ」については、北陸新幹線敦賀開業に伴い、それぞれ金沢・敦賀間の運行が廃止される予定です。

北陸新幹線敦賀開業後は、関西・中京方面には、敦賀駅において新幹線と特急との乗換えが生じることから、乗り継ぎ利便性の低下が懸念されています。

敦賀駅でのスムーズな乗り継ぎのため、特急の運行本数の維持・拡大、ダイヤ調整などによる所要時間の短縮等、利便性の向上を図ることが求められています。

< 都市戦略部新幹線整備課 >

■ 公共交通・交通安全に関すること

[地域戦略部交通まちづくり課、地域鉄道課]

県 キャッシュレス決済の拡充について

(要望)

北陸新幹線福井開業に向けて二次交通の利便性を高めるため、福井県内における公共交通機関への交通系ＩＣカード導入など、キャッシュレス決済の拡充について、県が中心となり取り組むこと

平成３０年に福井県内のＪＲ北陸本線に交通系ＩＣカード（ＩＣＯＣＡ：イコカ）が導入され、以降、地域鉄道や観光バスにおいても、キャッシュレス決済の導入が徐々に拡大してきています。

今後、北陸新幹線福井開業に向けて二次交通の利便性を高めていくためには、公共交通機関同士が連携しやすいキャッシュレス決済を拡充していく必要がありますが、連携に優れた交通系ＩＣカードには、初期投資や維持管理のコストが大きいという課題があります。

そのため、引き続き県が中心となって、交通事業者や県内市町との連携を図りながら、公共交通機関におけるキャッシュレス決済の拡充に取り組んでいくことを要望します。

< 都市戦略部地域交通課 >

県 高齢者を交通事故から守る社会づくりについて

(要望)

高齢者が交通事故の被害者にも加害者にもならないための対策を市町と連携し、積極的に取り組むこと

高齢運転者による事故を抑止するため、県は、道路交通法改正に伴う高齢者の運転免許の新たな更新制度の周知や、運転に不安を有する高齢者の運転免許自主返納を促進し、車に頼り過ぎずかつ安心して移動できるよう、公共交通等の環境整備に取り組むこと

福井県警察本部の調べによると、令和3年に県内で発生した交通事故での死者数は26人（前年比15人減）で、高齢者（65歳以上）の死者数は16人（前年比15人減）といずれも減少しています。

しかしながら、本市における交通事故死者数は12人（前年比1人増）のところ、11人（前年比5人増）が高齢者であり、その占める割合が非常に高い状況です。

本市では令和3年度に、県の交通安全計画を踏まえ「第11次福井市交通安全計画」を策定し、高齢者向けの交通安全教室の開催などに取り組んでいるところです。

県においても、多様な広報媒体を活用するなど高齢者の交通安全意識の高揚を図る普及啓発活動を行い、全県下において高齢者が死傷する事故を減少させるための交通指導及び啓発活動を推進する必要があります。

また、高齢運転者による交通事故を防止するため、令和4年5月13日から道路交通法が一部改正され、高齢運転者の技能検査や安全運転サポート車限定免許などが導入されることから、制度の周知を図る必要があります。また、認知機能の低下や運転機能の衰えにより車の運転に不安を有する高齢者の運転免許自主返納を促進するとともに、運転免許返納者を含めた交通弱者が、車に頼らず安全にかつ安心して移動ができるよう、公共交通や道路等の交通環境整備への取組が必要です。

< 都市戦略部自転車利用推進課 >

景 図 地域バス交通の維持に向けた補助金の拡充について

（要望）

地域のニーズを踏まえた最適な交通手段であるバス交通を維持し続けるための継続した支援を実施すること

北陸新幹線福井開業に向けて二次交通の機能強化を図るため、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の補助額に設定された限度額の引き上げや広域生活バス路線の県単補助金の輸送量要件の緩和を行うこと、また県の市町生活交通維持支援事業補助金を利用者数や路線数に応じて拡充を行うこと

本市では、福井駅を中心に鉄道及び主要な路線バスで構成する公共交通幹線軸と、それを補完する多数の路線バスで、市内外の移動の骨格を形成しています。また、公共交通空白地域や過疎地域においては、地域拠点と周辺地域をつなぐフィーダー交通を運行し、概ね市内全体の移動をカバーしています。

これらは、通勤通学者や高齢者、観光客の移動手段として不可欠なものとなっていますが、運行を維持するためのコストが増大しており、便数や路線数の確保には大きな財政負担が生じています。

現在、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金及び広域生活バス路線の県単補助金については、補助金限度額が補助対象経費の45%までに抑えられており、平均乗車密度が5人に満たない路線に対しては、補助金額が更に減額されています。

県の市町生活交通維持支援事業補助金についても、同一市内路線バスの利用者数や路線数が県内で突出している本市の運行実績に見合った支援となっていません。

バスの安定的な運行を維持し、令和6年春の北陸新幹線福井開業に向けて二次交通の機能強化を図っていくためにも、補助金限度額の引き上げや輸送量要件の緩和など、補助金の拡充を要望します。

< 都市戦略部地域交通課 >

景 国 地域鉄道の安全性確保、安定経営に向けた支援について

（要望）

地域鉄道の安全運行を確保するため、鉄道施設や車両の維持、修繕にかかる鉄道施設総合安全対策事業及び地域公共交通確保維持改善事業の予算を確保すること

経営基盤の弱い地域鉄道の事業経営安定のため、十分な補助が行われるよう、必要な予算を確保すること

えちぜん鉄道と福井鉄道は、今般の新型コロナウイルス感染症の影響による運賃収入の減少で、厳しい経営状況となっておりますが、感染拡大防止に努めながら、懸命の経営努力で鉄道事業を継続しています。

今後も利用者に安心して地域鉄道に乗車していただくためには、安全輸送に必要な鉄道施設や車両の維持、修繕が必要であるため、鉄道施設総合安全対策事業及び地域公共交通確保維持改善事業の予算の確保を継続して要望します。

また、近年、自然災害が頻発・大規模化しているため、災害等による除雪費や代行バス費など、運行再開に向けて多額の費用が発生し、鉄道事業者の経営を圧迫しています。災害時等において発生する経費や損害についての国、県からの支援を併せて要望します。

< 都市戦略部地域交通課 >

景 公共交通機関の利用環境向上に向けた支援制度の創設について

(要望)

鉄道やバスなど、公共交通機関の利用環境向上を図るため、地域拠点・乗継拠点等の実情に応じて、様々な事業に柔軟に活用できる支援制度を創設すること

駅やバス停の新設改修やパーク(サイクル)アンドライド駐車場の整備など、大規模な施設整備にも活用できる制度となるよう、十分な予算を確保すること

本市では、第2次福井市都市交通戦略に基づく「全域交通ネットワーク」づくりを進めており、地域拠点・乗継拠点等における公共交通機関の利用環境向上に積極的に取り組んでいます。

現行の「新モビリティサービス推進事業補助金」は、ICT等の新しい技術や手法の導入に特化した支援制度であり、活用範囲が限られているため、利用環境向上に効果的な事業であっても支援対象とならないことがあります。地域拠点・乗継拠点等の実情に応じて、様々な事業に柔軟に活用できる支援制度の創設を要望します。

また、北陸新幹線福井開業による観光利用の増加を見据え、大規模な施設整備も着実に進めていく必要があります。交通と観光・商業の連携を図るスマートバス停の設置や、駅・バス停の新設改修、パーク(サイクル)アンドライド駐車場の整備など、大規模事業への支援も可能な制度となるよう、十分な予算確保をお願いします。

< 都市戦略部地域交通課、自転車利用推進課 >

【内閣府】

M a a S 導入に向けた取組への支援について

（要望）

本市を含むふくい嶺北連携中枢都市圏を構成する11市町が、交通事業者や民間事業者と連携して進めているM a a S 導入に向けた取組に対し、財政的な支援を行うこと

本市では、ふくい嶺北連携中枢都市圏を構成する11市町及び交通事業者、大学、マスコミ、金融、商業、観光分野の方々と連携し、令和4年5月に「ふくいM a a S 協議会」を設置しました。

本協議会では、複数の公共交通を最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行う「ふくいM a a S」アプリを、北陸新幹線福井開業時に本格導入するため、システム仕様の検討や実証実験を進めているところです。

圏域の主要駅から観光地等に向かう公共交通機関やデマンドタクシー、シェアサイクル等をシームレスに繋ぎ、二次交通の利用促進を図る「ふくいM a a S」導入に向けた取組に対し、地方創生交付金による国の支援を要望します。

< 都市戦略部地域交通課 >

■ 原子力災害に関すること

[安全環境部危機対策・防災課、原子力安全対策課]
【内閣府 / 原子力規制委員会】

県 国 原子力災害対策指針等における具体的な対策や方針について

（要望）

本市の原子力防災の根幹を担う福井市地域防災計画（原子力災害対策編）や福井市原子力災害住民避難計画の実効性をより高めるため、国の原子力災害対策指針や県の広域避難計画要綱において、避難の際の代替ルートなどについて具体的な対策や方針を示すこと

国は、平成24年9月、原子力規制委員会を設置し、同年10月には原子力災害対策指針を策定し、緊急防護措置を準備する区域、いわゆるUPZを原子力発電所から概ね半径30km圏内と定め、事前対策や応急対策などを示しています。

県は、国の考え方を踏まえ、平成25年7月に福井県地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しを行い、平成26年3月には、UPZ内住民の避難先や避難ルートなどを定めた福井県広域避難計画要綱を策定しています。

このような中、現在も、国や県では、福島第一原発事故の教訓や課題を基に、様々な検討が行われていますが、避難の際の代替ルートや冬季に原子力災害が発生した場合の避難ルートの確保をはじめ、渋滞抑制対策や避難誘導方法などについて、未だ対策や方針が示されておらず、明確にすることが必要です。

県 国 原子力事業者との安全協定の在り方について

（要望）

国、県、立地市町、周辺市町の役割分担と関わりを整理し、原子力施設の安全確保及び防災対策に関する「安全協定」の在り方について明示すること

原子力発電所が立地、隣接又は隣々接している市町及び県は、周辺住民の安全確保等を目的として、原子力事業者との間で原子力安全協定を締結し、施設の運転に対して実質的に様々な関与を行っています。

福島第一原発事故では、安全協定を締結している自治体を超えて被害が及んだことから、原発立地自治体などが締結している安全協定の在り方を検証し、国、立地県、立地市町、周辺市町の役割分担と関わりを整理し、原子力施設の安全確保及び防災対策に関する安全協定の法制化も含めた安全規制上の位置付けについて明確にすることが必要です。

< 市民生活部危機管理局危機管理課 >

[安全環境部危機対策・防災課、原子力安全対策課]
【内閣府／原子力規制委員会】

景 図 原子力発電所に関する説明・情報提供について

（要望）

住民の不安を解消するため、原子力発電所に関する安全対策などについて、十分な説明と情報提供を行うこと

国・県は原子力発電所に関する安全対策などについて説明・情報提供をしていますが、住民の十分な理解を得られていない状況にあります。

本県は国内でも数多くの原子力発電所を有することから、原子力災害対策に関して、より具体的で実効性のある対策や取組を示し、住民に対し安全性について信頼や理解を得るための十分な説明を行うことが必要です。

< 市民生活部危機管理局危機管理課 >

■ 環境に関すること

【環境省 / 経済産業省】

国 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（Z E B 実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業）に係る交付決定前の事業着手の実現及び省エネルギー評価認証取得に関する手続の簡素化について

（要望）

年度当初からの事業実施が可能となるよう、交付決定前の事業着手を可能とすること

省エネルギー性能評価の認証取得が 1 回で完了できるよう、認証取得時期を「完了実績報告時まで」に変更すること

国は、昨年 5 月に「地球温暖化対策推進法」を改正し、「2050 年までの脱炭素社会の実現」の理念のもと、新築及び既築の公共施設について、Z E B 化を誘導しています。

環境省による間接補助事業は、この Z E B 化を地方公共団体が推進するための重要な支援ですが、実証事業公募要領上の規定が支障となり実態として活用が進んでいません。

まず、本補助事業の公募要領では、交付決定より前の事業着手が認められておらず、事業期間は実質約 5 箇月しか確保されていません。

単年度での実施が困難な事業については、2 年度（規模により 3 年度）にわたる事業設定が認められていますが、初年度の完了報告時期から 2 年度目以降の交付決定時期までの間は、事業に着手できない空白期間が生じています。積雪地域においては更に 2 箇月程度の工期の短縮を余儀なくされ、同補助事業を活用して期間内に事業を完了させることは困難な事態となっています。

また、同補助事業では、活用の条件として当該建物について「建物省エネルギー性能表示制度（BELS：ベルス）」により性能評価の認証を取得することとなっていますが、その認証時期については、実施申請（仕様未確定）の段階で速やかに為されることとなっています。しかしながら、同じく活用条件となっている「Z E B リーディング・オーナー制度」に登録しようとした場合、確定した仕様によるベルス認証が必要となるため、同一の建物について再度のベルス認証取得が必要となり、手続の煩雑化を招いています。

本市では、令和 3 年 3 月に「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。地域の脱炭素化のため、今後、市有施設における Z E B 化の推進は重要と考えています。

事業期間を十分に確保し、認証手続きに係る労力を軽減することにより、同補助事業の活用が促進され、多くの公共施設の Z E B 化と、地域の脱炭素化「ゼロカーボンシティ」がより一層速やかに実現されるよう、規定の緩和を強く要望します。

< 市民生活部環境政策課 >

景 国 ごみ処理施設整備に対する支援について

（要望）

ごみ処理施設の整備に対する循環型社会形成推進交付金について、高効率エネルギー回収に係る設備だけでなく、その他の設備についても交付率を2分の1に引き上げること

施設整備事業を計画的に進めるため、確実に安定的かつ継続的な財政措置を講じること

廃棄物処理施設は、市民生活に必要不可欠なものであるが、その整備には、発電・余熱利用施設整備だけでなく公害防止施設等多額の費用を要するため、自治体にとって大きな財政負担となっています。

廃棄物処理施設の整備にあたっては、エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業が循環型社会形成推進交付金の交付対象となっていますが、交付対象範囲が限られています。また、交付対象のうち二酸化炭素等の排出量の削減に寄与する高効率エネルギー回収に係る余熱利用設備等の特定の設備に限り、交付率が2分の1、その他の設備については3分の1となっています。

国は2050年までに温室効果ガスの排出をゼロにする、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しており、本市はそれに基づきゼロカーボンシティを宣言し、二酸化炭素排出量実質ゼロの取組を行っています。

今年度から整備を行う、福井市新ごみ処理施設では、ゼロカーボンシティの実現に向け、省エネルギーの強化とごみ発電や太陽光発電等の創エネルギーを行うZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）を目指すことで、二酸化炭素等の排出量の削減に大きく寄与する施設とする計画です。そのため、施設内のあらゆる設備においても、高効率化を図る必要があります。

また、施設整備事業については、多額の費用と長期にわたる工事期間が必要となり、確実に整備を進めるためには、毎年 of 安定的な予算確保が必要です。

< 市民生活部新クリーンセンター建設事務所 >

■ 自治体DXに関すること

【総務省 / デジタル庁】

図 自治体情報システムの標準化に関する支援について

（要望）

システム標準化に要する経費について、自治体の負担が生じないよう、十分な財政支援をすること

令和7年度までとなっている標準準拠システムへの移行時期について、住民サービスに直接影響するシステムを短期間で移行する必要があることから、安全で確実に移行させるため、柔軟な対応ができるようにすること

自治体情報システム標準化に関する補助金について、補助率は10/10となっていますが、自治体の人口規模に応じて上限額が設定されています。

現在、システム標準化に係る経費について、算出に必要な情報が不足しているため、想定される以上の経費がかかることが懸念されます。そのため、必要な経費については、全額国費負担による確実な財政措置を求めます。

また、自治体情報システムの標準化については、「標準化対象業務システム全てを令和7年度までにガバメントクラウド上で提供される標準準拠システムへ移行すること」とされていますが、令和6年度及び7年度に全国的な対応に伴うシステムベンダ側の人材不足の恐れがあり、システムの構築・移行作業に遅れが生じる懸念があります。

そのため、住民サービスに直接影響するシステムを安全で確実に移行させるため、令和7年度までの一律対応ではなく、柔軟な対応ができるよう求めます。

< 都市戦略部情報統計課 >

地域福祉に関すること

【厚生労働省】

国 重層的支援体制整備事業について

(要望)

重層的支援体制整備事業の推進には、高い専門性と経験を有した人材の確保が非常に重要となることから、補助上限額の引き上げなど国において財政支援の拡充を図ること

令和3年4月に重層的支援体制整備事業が創設され、これまで介護、障害、子育て、生活困窮の分野ごとに行われてきた相談支援や地域づくりなどの既存事業への補助が一本化されるとともに、相談支援や参加支援の新たな機能強化に資する事業への補助が加わった「重層的支援体制整備事業交付金」が交付されることになりました。

この交付金では、既存事業分については、国、都道府県、市町村の費用負担割合や補助基準額等はそれぞれの制度における現行の規定と同等とされた一方、新たな機能強化に資する事業については、人口に応じた補助額が示されたところです。

この事業の推進において、既存事業でも、相談等において利用者の増加や多様化が見込まれることに加え、新たな機能強化に資する事業では、より高い専門性と経験が求められます。

これらの事業を安定的に推進するため、必要な人材を確保できるよう、既存事業分については、国の費用負担割合の拡大や補助基準額等の引き上げを行うとともに、機能強化分については、補助上限額の引き上げなど、国の財政支援の拡充が不可欠です。

<参考> 太枠内 新たな機能強化に資する事業

重層的支援体制整備事業名	既存事業	負担率等
包括的相談支援事業	【介護】地域包括支援センター運営事業 【障害】障害者相談支援事業 【子ども】利用者支援事業 【困窮】自立相談支援事業	既存事業の負担率・補助率と同等
地域づくり事業	【介護】地域介護予防活動支援事業 生活支援体制整備事業 【障害】地域活動支援センター事業 【子ども】地域子育て支援拠点事業 【困窮】生活困窮者支援等のための地域づくり事業	既存事業の負担率・補助率と同等
参加支援事業 多機関協働事業 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	-	国 1/2、県 1/4、市町村 1/4 補助対象経費の上限額は人口規模による 本市は 50,500 千円

<福祉部福祉政策課>

■ 子育て福祉に関すること

【厚生労働省】

☒ 支援対象児童等見守り強化事業について

(要望)

児童虐待防止に効果的な施策である本事業に市町村が継続して取り組むことができるよう、現在の財政措置水準を維持継続すること

新型コロナウイルス感染症の長期化により、地域活動が縮小化していることから子どもの見守り機会が減少し、虐待が増加、潜在化することが懸念されています。

また、近年、本市においても家庭環境の変化などから、保護者の育児不安や養育困難など、児童虐待等の相談件数が増加傾向にあり、このような社会情勢の中で、虐待を早期に発見し対応していくには、地域や社会全体で子どもを見守り支える仕組みづくりが重要です。

本事業では、食事の提供や学習支援などによる居場所づくりに取り組む民間団体との連携により、子どもの見守り体制を強化するもので、そのネットワークやノウハウを活用することにより効果的な見守り体制の構築が期待できます。

児童虐待防止の観点から本事業は効果的かつ重要な施策であり、実施主体である市町村が安定的に実施するためには継続した国の強力な財政支援が不可欠です。

< 福祉部子ども福祉課 >

■ 介護・長寿福祉に関すること

[健康福祉部長寿福祉課]

県 社会を支える介護人材の確保について

(要望)

介護人材の確保のため、外国人介護職員への対応の更なる充実を図るとともに、元
気高齢者や離職者の活用策を講じること

介護業界のイメージアップや、介護現場での負担軽減の取組を拡充すること

全国で人材不足に悩まされている介護事業所の割合は6割にのぼり、福井市においても、7割の事業所で介護職員が「不足している」という調査結果となっています。採用が困難な原因としては賃金や労働の心身面での負担等があげられています。

県では、ふくい外国人介護職員支援センターを開設し、外国人の介護人材確保に取り組まれています。今後は離職を防止するために、外国人介護職員の抱える言語や生活についての諸問題についても対応する必要があります。

さらに、介護業界のイメージアップのため、小中学校における職場体験、SNSや広報誌等での情報発信、県とともに処遇改善に取り組む事業所の公表等の「見える化」の更なる充実を図るとともに、介護現場での職員の心身の負担を軽減する介護福祉機器の導入に伴う助成制度の周知徹底及び助成対象を拡充する必要があります。

< 福祉部介護保険課 >

■ 保健・衛生に関すること

[健康福祉部健康政策課]

県 国民健康保険財政への支援について

(要望)

医療費の増嵩に耐え得る国民健康保険財政の基盤を確立するため、国が責任を持って財政支援策等を講じるよう、国に強く要望すること

標準保険料の急激な上昇を抑制するなど、被保険者の負担に配慮した県独自の財政支援制度の充実を図ること

国民健康保険は、被保険者の年齢構成が高いため医療費水準が高く、所得水準が低いため、保険料の負担感が重いなど構造的な問題を抱えており、今後財政状況が厳しくなっていくことが予想されます。

こうした中、持続可能な医療保険制度を構築するため、平成30年度からは都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、国民健康保険に対する毎年約3,400億円の財政支援の拡充により、財政基盤の強化が図られています。

しかしながら、高齢化や医療技術の進展による一人当たりの医療費の増加への対策としては不十分であり、今後の医療費の増加にも耐えうる更なる財政基盤の強化を図るため、様々な財政支援の方策が求められています。

< 保健衛生部保険年金課 >

[健康福祉部保健予防課]

県 骨髄等の提供に対する機運醸成のための施策の実施について

(要望)

ドナー登録者数が少ない福井県内の現状を踏まえ、ドナー登録会の実施回数の増加や広報紙またはSNSを活用した積極的な広報を実施する等、県及び市町が一体となった機運醸成のための施策を実施すること

福井県はドナー登録者数が非常に少ないのが現状です。

患者が移植を受けやすくするには、骨髄バンク事業の重要性と提供する際の負担について正しく理解したドナー登録者数の増加が必要になります。本市では、様々な広報媒体（広報紙やテレビ広報等）を活用し周知を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めながら、ドナー登録会を実施しております。登録者数の増加のためには、県と連携して機運醸成を図る必要があります。

< 保健衛生部福井市保健所保健企画課 >

[健康福祉部保健予防課]

【厚生労働省】

県 国 広域的かつ統一的な骨髄バンク支援制度の創設について

(要望)

国及び県による骨髄または末梢血幹細胞を提供したドナーやドナーが勤務する事業所に対する広域的かつ統一的な支援制度を創設すること

ドナーやドナーが勤務する事業所の負担軽減のため、全国の 8 2 7 の自治体（令和 4 年 3 月 1 5 日現在）において、支援制度の創設が確認されております。

本市は支援制度を令和 2 年度に創設しましたが、骨髄バンク事業は広域的な事業であるため、ドナーがどこに住んでいても同一の支援制度を受けられるようにする必要があります。

< 保健衛生部福井市保健所保健企画課 >

観光振興に関すること

[交流文化部観光誘客課]

県 広域観光の推進に係る支援について

(要望)

北陸新幹線福井開業に向け、福井を訪れる観光客の周遊性を高め滞在時間の延長につなげる取組を着実に推進するため、「周遊・滞在型観光推進事業」の補助対象期間を延長するとともに、その対象を拡充すること

本市では、平成29年3月に永平寺町と共同して「福井・永平寺周遊滞在型観光推進計画」を策定し、県の周遊・滞在型観光推進事業補助金を活用しつつ、一乗谷朝倉氏遺跡と永平寺を結ぶ「特急バス」の運行や嶺北の酒蔵等を紹介して周遊を促す「酒蔵周遊事業」等を実施し、観光事業者とともに周遊滞在型観光を推進しています。

北陸新幹線福井開業に向けたそれらの事業を着実に推進するためには、本年度で事業期間が終了する県の補助事業を延長し、事業者に対する支援を継続する必要があります。

また、補助対象となるエリアは本市にあっては、本市と永平寺町が基本となっていますが、観光客に提供するメニューの拡大やサービスの向上を図るためには、この枠組み以外の多様な連携についても取り組むことが求められます。

< 商工労働部おもてなし観光推進課 >

県 観光二次交通の充実について

(要望)

北陸新幹線福井開業を見据え、新幹線駅から観光地又は観光地間の観光二次交通を充実させること

これまでの観光客は、マイカーや観光バス中心でしたが、北陸新幹線福井開業後は、鉄道利用による観光客が増加し、これまで以上に二次交通が重要になります。

しかしながら、令和4年2月に日本政策投資銀行が公表した調査研究レポートにおいて、本県は福井市中心部から東尋坊や永平寺、恐竜博物館、一乗谷朝倉氏遺跡など主要な観光地へのアクセスが課題と指摘されたように、鉄道主要駅から観光地、また、観光地間を結ぶ広域の観光二次交通が不足している状況です。

また、現在、北陸新幹線福井開業に向け、ＪＲ西日本においては北陸エリアを対象とする「観光型M a a S」、本市においてもふくい嶺北連携中枢都市圏エリアを対象とする「日常生活や観光で活用できるM a a S」の導入に向けた検討をそれぞれ行っているところですが、これを観光客に利用いただくためには、まずは、目的とする観光地に短時間で効率よく移動できる交通網を整備することが必要です。

福井駅をはじめとする県内新幹線駅から各観光地までの直行バスや、観光地を巡る周遊バス、ＪＲ等と連携した観光列車、定額制の広域観光タクシー、乗り捨て可能なレンタカーなど観光の重要なインフラである観光二次交通を充実させるためには、県が強いリーダーシップを発揮するとともに、交通事業者に対する政策的な後押しが求められます。

< 商工労働部おもてなし観光推進課 >

景 福井城址における観光客の受入環境整備について

(要望)

県が製作し、福井城址を訪れる方に提供している「福井城復元アプリ」の利用環境向上のため、県庁敷地内にフリーWi-Fiスポットを整備すること

県では、県民や観光客が福井の歴史を体感できるよう、福井城址内にある各スポットにおいて、天守や櫓、門、本丸御殿など往時の城郭を、CGで復元した画像で立体的に見ることができる「福井城復元アプリ」を提供しています。

このアプリを利用する場合、個人のスマートフォンやタブレット等の携帯端末に、専用アプリや画像データ等をダウンロードし閲覧することになります。

しかし、現在、ダウンロード時に発生する通信料は、利用者の自己負担となっており、携帯電話会社等との契約内容によっては、高額な通信料が掛かる場合もあることから、その利用を観光客に積極的に勧めることが難しい状況です。

このアプリをより多くの方にご利用いただくためには、県庁敷地内にフリーWi-Fiスポットを設置するなど、誰もが気軽に利用できる環境を整備する必要があります。

なお、本年2月に開催された県都にぎわい創生協議会において、新幹線開業準備部会から、今後の必要な取組として「福井城址のVRアプリの拡充」も提案されており、環境整備は喫緊の課題になっていると考えます。

< 商工労働部おもてなし観光推進課 >

■ 商工振興に関すること

【中小企業庁】

④ 地域における創業支援等事業に対する支援について

(要望)

市区町村が作成する創業支援等事業計画に基づき、市や民間の創業支援等事業者等が行う創業支援等事業への補助制度を創設すること

地方都市における人口減少に歯止めが掛からない中、雇用環境の悪化、マーケットの縮小に伴い、地域経済の前途は決して明るいとは言えない状況にあります。

加えて、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、地域経済に更なる追い打ちを掛ける状況となっています。

このような状況の中、東京一極集中の是正を図る一方で、将来に向けたわが国全体の産業力を維持するには、地域の活力向上が不可欠です。

地域における経済活動に新しい流れを生み出すことが期待される創業者は非常に重要な存在であり、圏域の活性化及び地域経済の発展をけん引する重要なプレイヤーとなっています。

このようなことから、本市では産業競争力強化法に基づき、地域の商工団体、金融機関など民間の創業支援等事業者と連携して創業支援等事業計画を作成し、市内での創業に対する支援を継続して行っています。

市内における新たな創業を促し、地域経済の活性化を強力に推進するため、創業支援等事業計画を実行する市や民間の創業支援等事業者等に対する、国による支援の仕組みが必要です。

< 商工労働部商工振興課 >

国 ポストコロナに向けた中小企業の設備投資への支援について

(要望)

先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業の設備投資に対する固定資産税の免除措置の適用期限の更なる延長を行うこと

固定資産税の減収額についての国費による全額補填も併せて延長すること

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、飲食業、製造業等幅広い業種が深刻な影響を受けており、中小企業への影響の長期化が懸念されています。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小企業を支援するため、地方税法が改正され、先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業の設備投資に対する固定資産税免除の特例措置が、令和4年度末まで2年間延長されました。

しかしながら、令和4年の年明け以降、感染再拡大や原油・原材料の高騰による影響が続く中、すぐに設備投資に踏み切れない中小企業も多いことから、ポストコロナに向けた中小企業の設備投資を後押しし、地域における生産性向上を実現していくには、固定資産税免除の特例措置を更に延長することが必要です。

また、本市では、この特例措置が開始された当初から固定資産税の免除を行っていますが、新型コロナウイルス感染症の影響等で地方財政は厳しい状況が続いており、固定資産税の減収額についての国費による全額補填も併せて延長することが必要です。

< 商工労働部商工振興課 >

農林水産業

農業、林業、水産業に関すること

[農林水産部県産材活用課、森づくり課、水産課]

県 スマート技術導入の普及支援について

(要望)

スマート技術を普及、推進するために、専門知識を有する職員による研修及び相談体制の確立、スマート技術の導入に対する財政支援を行うこと

スマート技術を活用し、生産から流通までの一連の供給体制を構築すること

スマート技術の活用は、人手不足を補い生産性を高めていく有効な手段であります。水産業では、漁業効率を高め、生産性を向上させるためにＩＣＴを活用した計画的な水産業を実現させる必要があります。

令和３年度に鷹巣定置網漁業体が、海況情報（潮流、水温等）を漁業者に発信する自動観測ブイを導入しました。今後、桺崎定置網漁業体においても、鷹巣定置網漁業体での効果を検証した上で、自動観測ブイの導入を予定していることから、事業者への財政支援が必要です。

県が令和２年３月に策定した「ふくいの水産業基本計画」においても、スマート水産業による漁家所得の向上を重点戦略として掲げていることから、漁業者にスマート技術を理解してもらうための研修会の開催や相談体制の確立、漁業者がスマート技術を導入するための財政支援を要望します。

林業においては、新型コロナウイルス感染症の影響によるコンテナ不足などにより、住宅部材のうち柱材や梁材（横架材）については輸入材のウエイトが高く、国産材生産体制が脆弱であるため、輸入材の不足分を補えない状況となっています。

このような木材需要に対応するため、スマート技術を活用し、多様な木材生産者と木材消費者を効率的につなげる体制の構築を要望します。

また、スマート技術をスムーズに現場で活用するためには、森林所有者等がスマート技術を理解することが重要です。そこで、森林所有者等がスマート技術を身近に感じてもらえるような体験研修会を開催することを要望します。

< 農林水産部林業水産課 >

県 新規就業者への支援について

(要望)

農業においては、新規就農にあたり、既存の園芸ハウスの再整備にかかる経費を補助する支援制度を創設すること

林業においては、福井県の就業支援が魅力的であると思ってもらえるよう作業受託の斡旋や、技術習得を含めた相談窓口となるサポートセンターを創設すること

水産業においては、小型船漁業に従事する人材の確保や育成を図るため、新規就業者への漁船・漁具購入等に対する支援制度を創設すること

農業において独立自営で新規就農する人は、園芸に取り組む場合に自らハウスを新設するか、借り受けた既存ハウスを再整備して就農しています。

園芸用ハウスの再整備は、新設する場合よりも安価で済むため、就農間もない新規就農者の経営不安の解消になるとともに、未利用のまま放置されている園芸用ハウスの利活用にもつながります。そのため、ハウス再整備にかかる経費を補助する支援制度の新設について要望します。

林業では、整備が必要な森林が増加しているにもかかわらず、後継者不足等の影響により深刻な担い手不足状態に陥っています。全国の新規林業従事者への行政支援が活発になっている中、現行の県の支援は十分ではなく、新規林業従事者が生活するために必要な林地の斡旋や多様な形で技術を習得し就業できる環境など新規就業者のニーズにあった支援が必要です。

水産業では、漁獲量や魚価の低迷等の影響により、漁業収入が減少し、深刻な担い手不足の状態に陥っています。特に、一本釣り漁業、刺網漁業、延縄漁業等の個人経営体数が減少しており、このままでは漁村地域に根差し、引き継がれてきた伝統的な漁業（漁法）が継承されず、途絶えてしまうことが懸念されます。しかし、小型船漁業を始めるには、漁船・漁具の調達時に多額の自己資金が必要となることから、支援制度の創設を求めます。

< 農林水産部農政企画課、林業水産課 >

県 小規模農家への支援事業の拡充について

(要望)

小規模農家の営農継続を支援するため、農業機械導入経費を補助する「儲かるふくい型農業総合支援事業」の要件緩和と予算規模を拡大すること

本市において水田作付けをしている5,808経営体のうち95%を占める5,518経営体は、農業法人や集落営農組織などではない小規模農家となっています。この小規模農家が市内作付面積の24%を耕作し、農地の保全及び遊休農地化防止に寄与しています。農業・農村を次世代に持続的に継承するためには、この現状を踏まえた支援が必要です。

近年、就農者の高齢化による担い手不足から、営農を継続する上で農作業の省力化が喫緊の課題となっています。しかし省力化を図るための農業機械は高額であり、小規模農家の営農継続に対して大きな障害となっています。

現在、国や県の支援制度では、認定農業者や集落営農組織などの担い手への農業機械導入支援はあるものの、担い手以外の農家には支援がありません。そのため、県の支援事業のうち、「儲かるふくい型農業総合支援事業[水田支援(規模拡大)営農の継続タイプ]」について担い手以外の小規模農家も対象とする要件の緩和及び予算規模の拡大を要望します。

< 参考 >

本市の担い手数

分類		経営体数	
担い手	認定農業者	290	211
	認定新規就農者		7
	集落営農組織		72
その他		5,518	
合計		5,808	

出典：水稻生産実施計画書（R3）

< 農林水産部農政企画課 >

県 森林整備に係る事務の効率化について

(要望)

森林簿などの基礎資料を的確に整理した上で、更新が容易な森林クラウドシステムを構築すること

造林補助の交付事務について、全国の事例を検証した上で市町の負担がかからない手法で行うこと

県が管理する森林簿などの基礎資料を整理することは、無届伐採や誤伐などを防ぎ、適切な森林整備を行う上で極めて重要です。

そこで、現在、県で整備を進めている森林クラウドシステムについて、基礎資料となる森林簿などの整理を的確に行い、かつ更新などを柔軟に行えるような仕組みを持ったシステムの構築を要望します。

また、県の造林補助の交付事務については、福井県民有林整備事業補助金交付要綱で定められており、本要綱第10条において、「森林経営計画に基づく森林において事業を実施し、補助金の交付申請を行う場合は、市町の確認を受けるものとする」とされています。

一方で、同様な造林補助の交付事務でも市町の確認を受けないで補助金の交付を行っている事業もあります。

そこで、本市において造林補助の交付事務について全国調査を行った結果、市町村が確認を行っている都道府県は、ほぼ無い状況となっておりました。

他の都道府県では、申請者からの資料をもって確認する方法や造林補助の交付事務のシステム化などを行い、市町の事務負担の軽減や自身の事務の効率化を図っている事例がありました。

そのため、全国の事例を検証した上で、令和5年度のクラウドシステムの運用を待つことなく令和4年度から市町の事務負担がかからない手法で造林補助の交付事務を行うことを要望します。

< 農林水産部林業水産課 >

■ 有害鳥獣に関すること

[農林水産部中山間農業・畜産課]

景 捕獲獣の広域的なエリアでの処理計画の検討について

(要望)

捕獲した有害鳥獣の処理について、広域的なエリアでの処理計画を検討すること

捕獲従事者や地域住民の高齢化が進む中、埋設場所の確保も困難になっていることから、捕獲そのものが進まず、農作物被害等が増大することが懸念されます。

捕獲強化を推進するためには、捕獲への支援だけでなく捕獲後の処分についても具体的な計画を示す必要があります。

第5期（令和4年度～令和8年度）第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）では、ユニット毎に処分方法（焼却処理、利活用等）や処理体制を整備する処理計画を作成することが、新たに示されており、早急な計画の作成をお願いします。

さらに有害獣は、市町境やユニット境を超え広域的なエリアで対応する必要があることから、ユニットを超えた嶺北一円の広域的な処理方法についても、併せて検討することを要望します。

ユニット

地域区分	管理ユニット	関係市町	所管する県行政機関
嶺北地域	福井	福井市、永平寺町	福井農林総合事務所
	坂井	あわら市、坂井市	坂井農林総合事務所
	奥越	大野市、勝山市	奥越農林総合事務所
	丹南	鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町	丹南農林総合事務所
嶺南地域	二州	敦賀市、美浜町、若狭町	嶺南振興局二州農林部
	若狭	小浜市、高浜町、おおい町	嶺南振興局農業経営支援部 嶺南振興局林業水産部

< 農林水産部林業水産課有害鳥獣対策室 >

[農林水産部中山間農業・畜産課]

【農林水産省】

県 国 捕獲獣の焼却までに必要な施設に対する支援について

(要望)

捕獲獣の焼却までに必要な中間処理や中間保管施設整備に対する支援を行うこと

有害鳥獣捕獲後の焼却処理施設が嶺北には無く、その大部分を埋設処分しています。捕獲後は埋設処分を続けてきましたが、高齢化が進む中その負担も重く、埋設する場所の確保も困難になっており、住民や捕獲従事者から処理施設の整備を強く求められています。

そのため、捕獲獣の一部を一般廃棄物焼却処理施設で焼却することを検討していますが、焼却するためには中間保管や裁断などを行う施設を整備する必要があります。

国からの支援は処理施設本体のみ対象となっているため、施設設計や用地の調査・測量などに対する国と県からの支援を要望します。

[農林水産部中山間農業・畜産課]

【環境省】

県 国 野生鳥獣の個体数調査方法について

(要望)

実態に近い個体数の把握が可能となる、獣種別の全国で統一された調査方法を確立すること

県内を細分化した獣種別の個体数や分布状況の調査を実施すること

効果的な鳥獣害対策を行うためには、個体数や分布状況を把握することが非常に重要です。環境省では統計的手法を用いた全国の個体数推定（ニホンジカ・イノシシ）を実施していますが、現在の手法による個体数推定値は、上限と下限の幅が広く、実態に合った個体数が把握できないため、本市が捕獲目標などを策定するうえでの基準値とするには、不十分なものとなっています。

また、県ではニホンジカ、ツキノワグマ、ニホンザルについては調査を行い県内の個体数の推計を行っていますが、イノシシ、カラス、アライグマ等は個体数を推定していません。

さらに、鳥獣は市町境を越えて動くため、市町単独では個体数や分布状況の正確な把握が困難です。

捕獲目標などを策定するためには、個体数や分布状況をもとに計画することが重要であるため、できるかぎり実態に近い個体数の把握が可能となる獣種別の調査方法の確立と調査の実施が必要です。

< 農林水産部林業水産課有害鳥獣対策室 >

[農林水産部農村振興課]
【農林水産省】

県 国 農村地域の防災減災対策の推進について

農村地域防災減災事業（県営）文殊南部地区、滝波地区、古川排水地区（計画調査）

（要望）

文殊南部地区においては、排水路の排水不良の改善を行い、湛水被害や施設の維持管理の軽減及び水田の汎用化による営農の省力化が図られるよう、令和５年度事業採択に向け特段の配慮をすること

滝波地区においては、滝波ダムの水管理システム等の施設機械類について、耐用年数の１５年を経過しているため、令和５年度事業採択に向け特段の配慮をすること

古川排水地区においては、基幹排水路の整備を実施し、越流による作物や公共施設の被害防止と、地域住民の安全確保が図られるよう、令和５年度計画調査及び令和６年度事業採択に向け特段の配慮をすること

国は、総合的な防災・減災対策を実施することにより、農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全を図り、災害に強い農村づくりを推進しています。

また、県は、農地および農業用施設の災害の発生を防止するため、農村地域の防災・減災対策を推進しています。

本市においては、地域の防災・減災対策を推進するため、国・県の補助事業・交付金を活用した県営事業に対して、支援をしています。

文殊南部地区の幹線排水路は、完成後約４０年が経過し、施設の破損が生じているとともに、周辺農地の開発が進み排水流入量が増加していることから、排水不良が生じ、度々湛水被害が発生している状況です。また、湿田状態のため、営農や施設の維持管理等に苦慮しています。

滝波地区の滝波ダムは、昭和５３年度から６３年度にかけ県営防災ダム事業で造成された施設であり、水管理システム等の施設機械類については平成１６年度から１８年度にかけ、県営防災ダム事業で更新しましたが、耐用年数の１５年を経過しようとしている状況です。

古川地区の基幹排水路は、完成後約５０年が経過しており、施設の老朽化が進み破損等が生じています。また、大雨時には、越水による農地の湛水や隣接する国道の冠水など、作物や公共施設に被害が生じています。

< 農林水産部農村整備課 >

景 国 農業の競争力強化対策の推進について

農業競争力強化基盤整備事業（県営）片山地区、甕谷地区（計画調査）、芝原地区（計画調査）

（要望）

片山地区においては、用水機場の改修及び暗渠排水の整備を行い、安定的な用水供給及び水田の畑地化・汎用化を図り、持続的かつ企業的な営農展開を図れるよう、令和５年度事業採択に向け特段の配慮をすること

甕谷地区においては、排水改良や暗渠排水整備を実施し、営農の低コスト化による担い手の育成や、持続的かつ企業的な営農展開を図れるよう、令和５年度計画調査及び令和６年度事業採択に向け特段の配慮をすること

芝原地区においては、用排水施設の老朽化から、機能低下が著しく、維持管理に多大な労力と経費を費やしているため、令和５年度計画調査及び令和６年度事業採択に向け特段の配慮をすること

国は、競争力強化を図るため、農地の大区画化や汎用化、農業水利施設の長寿命化やパイプライン化・ＩＣＴ化等の整備を行い、高収益作物の導入、水利用の効率化・水管理の省力化等を推進しています。また、県は平成３１年３月に「新ふくいの農業基本計画」を策定し、ストックマネジメントにより農業用水利施設の長寿命化を図り、ライフコストの低減を進めています。

本市においては、国・県の補助事業・交付金を活用しながら、農業基幹施設の長寿命化や、稲作と園芸を組み合わせた複合経営への転換、農地・農村環境の維持・活性化に向けて実施する県営事業に対して、支援をしています。

片山地区の用水機場は、完成後約３０年が経過しており、点検・補修等を行う際の代替部品の入手が困難になる等、維持管理に支障をきたしている状況です。また、暗渠排水について機能が低下しており、排水不良による湿田化で作業や農地の汎用化に苦慮しています。

甕谷地区の排水路は、完成後約４０年が経過しており、施設の老朽化等により土砂堆積や排水不良が生じ、泥上げなど多大な労力を要しています。また、田んぼも湿田状態にあるため、大型農業機械の導入が困難で、営農や農地の汎用化に苦慮しています。

芝原地区の用排水路は、完成後約３０年から５０年が経過しており、施設の老朽化等による機能低下のため、安定的な用水の供給に苦慮しています。また、排水路も土砂堆積や排水不良が生じ、泥上げなど多大な労力を要しており、田んぼも湿田状態であることから、担い手による農地の利用集積や転作作物の導入が進まず、地域農業が停滞している状況です。

< 農林水産部農村整備課 >

[農林水産部農村振興課]

【農林水産省】

県 国 農業基幹施設の長寿命化対策の推進について

農村整備事業（県営）福井東部地区

（要望）

農道の路面整備と橋梁の耐震補強を実施することで、農作物の輸送、車両通行の円滑化と安全性及び利便性の確保を図るため、令和５年度事業採択に向け特段の配慮をすること

国は、生産性の高い農業を促進し、地域農業の持続的発展及び農村の総合的な振興を図るため、農村地域における農道網の長寿命化を推進しています。県は、農業生産や物流、住民の生活を支える農道等の計画的な保全対策により、既存施設の有効利用を推進しています。

本市においては、農業基幹施設の長寿命化を推進するため、国・県の補助事業・交付金を活用した県営事業に対して、支援をしています。

福井東部地区の農道は、整備後約４０年が経過しており、現在も地域の主要道路として利用され、交通量の増加に伴い舗装のひび割れやわだち掘れなど、路面損傷が著しい状態となっています。また、農道に架かる３橋梁は耐震性能が不足していることから、地域の基幹的農道を安全に走行するためにも耐震補強を行う必要があります。

県 国 農業集落排水の安定的な運用について（品ヶ瀬地区）

（要望）

農村環境の水質保全が図られるよう、集落排水事業（品ヶ瀬地区）の機能強化事業について、令和５年度の新規事業として採択すること

本市では、昭和５５年度から農業集落排水事業を開始し、平成２６年度に整備を完了しました。しかし、事業開始当初に建設された処理施設の多くが老朽化してきており、施設の機能を維持し安定的な運用を確保するために、機能強化事業により施設の更新又は修繕を順次行っています。

新規採択を要望している「品ヶ瀬地区」については、供用開始後２７年を経過しており、経年による施設の老朽化により維持管理費が増大し、安定的な処理について苦慮しています。

< 農林水産部農村整備課 >

[土木部道路建設課]

【国土交通省】

景 図 一般県道 徳光福井線バイパスの早期整備について

（要望）

徳光町から下細江町区間の早期完成及び下細江町から一般国道１５８号までの早期事業化をすること

本路線は、狭隘区間や屈曲する箇所があり、冬期間は積雪による交通障害が発生しています。

こうした状況を受け、平成１７年５月に地域の意見を反映できるよう、地元関係者と県、市から成る「道づくり協議会」が設置され、平成１９年３月には徳光町から一般国道１５８号までの概略ルートが定まりました。平成２５年度より徳光町から下細江町の区間について整備が進められてきましたが、下細江町から一般国道１５８号までの区間は、令和３年１０月に策定した「道路整備プログラム」に掲載されてはいるものの、事業化されていない状況となっています。

本路線は、一般県道徳光鯖江線と連絡することで本市と鯖江市を結び、一般国道８号のバイパス道路としての役割を担っています。また、積雪時の走行性及び定時性の確保に加え、国道８号の交通混雑の緩和により、経済活動の活性化や地域振興に寄与することが期待されています。

そのため、現在整備中の徳光町から下細江町区間の早期完成と、未整備である下細江町から一般国道１５８号区間の早期事業化が必要不可欠となっています。

< 建設部道路課 >

[土木部河川課]

景 河川改修事業（芳野川・大森川）について

（要望）

- 一級河川芳野川への排水機場を整備すること
- 一級河川大森川の樋門の拡幅など浸水対策に向けた工事を行うための計画を策定すること

県管理の一級河川である芳野川は、森田北東部土地区画整理事業により河川用地を生み出し、県施工により改修が完了していますが、排水機場は未整備となっています。排水時に道路を横断してホースを設置するため、迅速な対応が困難であり、車両の通行に支障をきたしています。

また、一級河川大森川については、九頭竜川合流部において、樋門の断面不足により浸水被害を受けやすくなっていることから、早急に樋門の拡幅をお願いします。

[土木部砂防防災課]

景 県単急傾斜地崩壊対策事業について

（要望）

- 事業進捗を図るため、指定申請に必要な測量試験費や、工事实施に伴う補償費等を補助対象へ拡充すること

福井市内には、急傾斜地の崩壊による土砂災害特別警戒区域の箇所が１，５９７箇所指定されています。これらの内、一定の要件を充たす箇所において県単急傾斜地崩壊対策事業を実施していますが、近年大雨による土砂災害が全国で多発しており、住民から急傾斜地崩壊対策事業の要望が増えています。

本市には当事業の対象箇所が数多く存在し、住民生活を脅かしていることから、一刻も早く対策を講じる必要があります。

また、県単急傾斜地崩壊対策事業について、指定申請に必要な測量試験費や、工事实施に伴う補償費等が補助対象外となっているため、事業費に対する市の負担が大きくなっています。

< 建設部河川課 >

[土木部港湾空港課、農林水産部水産課]

【国土交通省 / 農林水産省】

県 国 鷹巣港および鷹巣漁港内への砂の流入防止対策について

(要望)

鷹巣港および鷹巣漁港内に砂が堆積し、船舶の航行に支障が出ているため、原因を調査し、砂の流入を防ぐための抜本的な対策を講じること

県管理の鷹巣港は小型船舶が安全に停泊する避難港として、鷹巣漁港は漁業活動の拠点として重要な役割を担っていますが、近年、鷹巣港及び鷹巣漁港の航路や泊地内に砂が流入・堆積するため、県が海底の堆砂状況を把握し、浚渫を行っているところです。

地元の漁船の出入港に支障が出ていることに加え、天然の岩礁域に生息する魚介類の生息環境を阻害するおそれもあることから、今後も漁船の航行に支障が無いよう浚渫を継続するとともに、砂の流入を防ぐための抜本的な対策を早急に講じる必要があります。

< 農林水産部林業水産課 >

■ 水道、下水道に関すること

【厚生労働省 / 環境省】

国 地下水利用等による専用水道に係る法整備及び対応について

（要望）

水道事業の供給区域内における新規専用水道の設置規制等を含む新たな揚水規制について法整備及び対応策を講じること

近年、水使用の合理化・経済性の観点から、地下水等の膜処理水と水道事業者が供給する水道水とを混合して給水する、又は通常は地下水等により給水し、バックアップ用として水道水を使用するなどの専用水道の設置が全国的に増加してきています。

水道水をバックアップとして使用する場合は、配水管内に停滞水が溜まりやすく、安全面への影響が懸念されます。さらに、地下水の利用拡大は、地盤沈下など環境への影響のほか、水道水の水源である地下水の枯渇などの影響が懸念されます。

また、地下水は、雨水浸透施設等、行政が行う地下水涵養の取組によってもたらされている一面もあるなど公益的なものであり、特定の需要者の利益のため独占的に利用されることは、公平性に欠くものです。

専用水道を有する施設であっても、非常時に備え施設規模にあわせた給水管を設置しており、施設規模に対して少量の水道水しか使用しない場合、水道施設の維持管理に係る経費は公平な費用負担にならず、一般の使用者の負担増を招くこととなります。

なお、令和3年6月には、水循環基本法の一部を改正する法律が施行され、水資源の保全に向けて一定の前進が期待されるものの、地下水利用専用水道に関する具体的な措置は示されていないことから、今回要望するものです。

< 企業局上下水道経営部経営管理課 >

[健康福祉部医薬食品・衛生課]
【厚生労働省】

景 国 水道施設の耐震化事業に対する支援について

（要望）

水道施設の耐震化を促進するため、配水池及び浄水場等の水道施設耐震化事業を対象事業とする、生活基盤施設耐震化等交付金（緊急時給水拠点確保等事業）が活用できるよう、採択基準の緩和措置をすること

近年頻発する大規模な地震により、国内各地において水道施設が甚大な被害を受け、広範囲に長期断水が生じ、多くの市民のライフラインに重大な支障をきたしていることから、被害を未然に防ぐために耐震化を進めることが急務となっています。

本市においては、将来にわたって市民に安全で安心な水道水を安定的に供給し続けられるよう、令和元年度に「福井市水道事業ビジョン 2020」を策定し、耐震化を進めているところですが、未だ多くの施設が耐震基準を満たしていない状況にあります。

今後、配水池及び浄水場など更新時期を迎える施設も増加していく一方で、人口減少や節水機器の普及による給水収益の減少が見込まれることから、財源の確保は厳しく、耐震化事業の計画的な実施が難しいのが実情です。

< 企業局上下水道事業部水道管路課、水道施設課 >

[土木部河川課]
【国土交通省】

景 国 下水道施設の改築に対する支援について

（要望）

下水道施設の老朽化及び雨水対策への安定的かつ継続的な支援をすること

本市の下水道施設は、耐震基準に満たない施設も多く、設備についても耐用年数を超え、老朽化が深刻な状況であることから、計画的な改築が必要です。

また、近年頻発する浸水被害に対応できるようポンプ場等の耐水化及び機能強化も急務となっています。

特に、本市の加茂河原ポンプ場の更新は、浸水被害の軽減や耐震化、公衆衛生の確保の観点からも確実な事業実施が求められています。

併せて、将来にわたって安定した下水道サービスを提供するためには、ストックマネジメント計画に基づく、老朽化した設備の改築事業についても着実に進めていく必要があります。「防災・安全交付金」について、要望額どおりの財源確保が不可欠となっております。

さらに、今後、足羽ポンプ場など更新が必要な施設を計画的に実施していくためには、安定的かつ継続的な支援が必要です。

< 企業局上下水道経営部経営管理課、上下水道事業部下水施設課 >

教育

教育環境に関すること

[教育庁教職員課・教育政策課]

景 教職員の適正配置について

(要望)

産休・育休や介護休暇の代替の確保に努め、教員不足にならないよう職員を適正に配置すること

近年、子どもを取り巻く環境は多様化かつ複雑化しており、指導内容の変化や保護者への対応などに教員は多くの時間を費やすため、教材研究や子どもたち一人一人に丁寧に向き合う時間を十分に確保することが難しくなっています。

また、小中学校において教職員数は、年度当初に定数を満たしていても、年度途中に産休・育休や介護休暇、病気休暇が発生した場合に不足する状態が恒常化しています。さらに、多忙となっている現状から身体的、精神的理由により病気休暇を取得する教職員が増えています。以前は、病気休暇代替教員として、正規教員が配置されていましたが、現在の制度では、病気休暇代替教員が配置されず、校内教員で補っている学校もあります。

このような教員不足の事態を発生させないため、産休・育休や休職、介護休暇の代替を確保するなど教職員配置の改善が急務となっています。

特に、中学校で教員が病気休暇を取得した場合、教科によっては代替教員が確保できず、授業が成立しないことが懸念されています。

< 教育委員会事務局学校教育課 >

景 図 特別支援教育充実のための人員の配置について

（要望）

特別支援学級においてきめ細かな指導ができるよう、在籍する人数や障がいの程度によって支援員を配置する制度を創設すること

通常学級においても特別な支援を必要とする子どもたちに対応できるよう、通級による指導担当教員や、支援員を適正に配置するための支援制度を拡充すること

特別支援学級においては、国の学級編制の標準は、障がい種別を問わず上限 8 名までとなっています。児童生徒の実態と指導内容、学年、保護者のニーズも様々であり、最大 8 名の児童生徒に 1 人の教員できめ細かな指導をするには限界があります。

また、自閉症、情緒障害学級において、担任 1 人での多動や衝動性への対応は困難です。

さらに、インクルーシブ教育が浸透するのに伴い、本来特別支援学校へ就学することが望ましい児童生徒が地域の学校へ就学する事例が増えています。加えて、通常学級においても特別な支援・配慮を要する児童生徒が増加しており、通級指導や支援員によるサポートが求められています。

これらのことから、特別支援学級や通級指導、通常学級での支援を行う教員や支援員を確保していくことが必要です。

そのため、特別支援学級においても在籍する人数や特別支援学校対象の児童生徒数によって支援員を配置する制度の創設及び、通級による指導担当教員や、支援員を適正に配置するための支援制度の拡充を強く要望します。

< 教育委員会事務局学校教育課 >

景 図 栄養教諭・学校栄養職員の配置基準見直しについて

(要望)

栄養教諭・学校栄養職員の配置基準を見直し、共同調理場方式における栄養教諭及び学校栄養職員の配置を拡充すること

また、共同調理場方式の場合の配置基準について、10,000人以上等の大規模な共同調理場にも対応した区分を設けること

栄養教諭・学校栄養職員の配置基準は、共同調理場方式の場合、児童生徒数 1,500 人以下で 1 人、1,501 人から 6,000 人で 2 人、6,001 人以上で 3 人、単独調理校では、児童生徒数 550 人未満の学校 4 校に 1 人、550 人以上の学校で 1 人となっています。共同調理場方式の配置基準は、単独調理校方式と比較すると、基準の児童生徒数が多く、また、6,001 人以上が上限で、それ以上の区分がありません。近年、全国的にも 10,000 食以上の大規模な共同調理場が整備されてきている中、現在の基準では実態にそぐわない状況となっています。

また、学校給食の実施は、国の地方交付税算定基準において民間委託等の効率的な運営が標準とされており、単独調理校から共同調理場への集約を図り、調理業務等を民間委託せざるを得ない状況となっています。

このような中、仮に、単独調理校の学校を集約して給食センターを整備した場合、栄養教諭・学校栄養職員の配置数は大きく減少することとなります。また、既存の給食センターを廃止して、より大規模な給食センターを整備する場合にも、栄養教諭・学校栄養職員の配置数が減少することとなります。

その結果、栄養教諭・学校栄養職員には、「食に関する指導」と「給食管理」の職務がありますが、「食に関する指導」の業務量は、児童生徒数または学校数に比例して増加するため、栄養教諭・学校栄養職員が減少した場合、児童生徒への食育指導の機会を減らさなければならなくなります。また、給食提供において、食物アレルギーへの対応が必要な児童生徒数が増えており、その対応を行うための業務量も児童生徒数に比例して増加するため、十分な対応が出来なかったり、担任に負担がかかったりする恐れがあります。

単独調理校方式や共同調理場方式など、どのような給食提供の方式でも、必要な人数の栄養教諭・学校栄養職員が確保され、安全・安心な給食を提供すること、児童生徒への食育指導の機会を確保していくことが重要であると考えています。

< 教育委員会事務局保健給食課 >

■財源確保、事業推進等に係る要望

本市では、中核市移行に伴い、地域の拠点都市として、近隣の市町と連携し、経済成長の牽引や都市機能の集積・強化を図ることにより、人口減少・少子高齢化等の諸課題の解決に積極的に取り組んでいます。

こうした中で、極めて厳しい財政状況において、本市はこれらの課題に対し、持続可能な社会を実現するための取組として、子育て環境の整備や教育環境の充実、社会資本の長寿命化などを着実に進めていく必要があります。

本市が地域の拠点都市としての役割を十分に果たしていくため、次に掲げる施策の推進及び予算措置について、特段の配慮をお願いいたします。

都市機能

■ 中心市街地のまちづくりに関すること

要望	要望内容	要望先	福井市 担当部局	備考
	市街地再開発事業等について 市街地再開発事業補助金について、国の予算措置に合わせて事業が執行できるよう必要な予算を確保すること 民間による市街地再開発事業について、社会資本整備総合交付金、スマートウェルネス住宅等推進事業補助金の予算措置をすること	土木部 都市計画課 国土交通省	都市戦略部 都市整備課	
	福井城址周辺整備事業について 「県都デザイン戦略」に基づき、観光客等の回遊性を向上させるため、福井城址周辺や養浩館庭園等の歴史資源をつなぐ城址周辺道路整備事業の予算を確保すること 計画期間内の着実な事業推進のため、都市構造再編集支援事業（個別支援制度）による確実な予算措置をすること	土木部 都市計画課 国土交通省	都市戦略部 都市整備課	

■ 公共交通に関すること

要望	要望内容	要望先	福井市 担当部局	備考
	J R福井駅周辺における鉄道駅の自転車駐車場の新設について J R福井駅周辺において、鉄道駅の自転車駐車場の新設の財政支援をすること	地域戦略部 並行在来線課 交通まちづくり課	都市戦略部 自転車利用推進課	
	J R福井駅周辺におけるシェアサイクルの事業拡大について J R福井駅周辺におけるシェアサイクルの事業運営の拡大に対する財政支援をすること	地域戦略部 交通まちづくり課	都市戦略部 自転車利用推進課	

生活・防災

■ 大雪等に関すること

要望	要望内容	要望先	福井市 担当部局	備考
	雪寒指定道路の指定基準の緩和等について 雪寒事業について、雪寒指定道路の指定基準の緩和及び補助率をかさ上げし、除排雪経費への十分な財政措置を図ること	国土交通省	建設部 道路課	
	消雪施設整備及び除雪機械購入費等に対する社会資本整備総合交付金の総額確保について 冬期間の安全で安心な道路交通を確保するため、消雪設備の整備や除雪機械の購入費等に対する社会資本整備総合交付金の総額を確保すること	土木部 道路建設課 国土交通省	建設部 道路課	
	大雪等の自然災害による突発的な経費について 大雪等の自然災害は突発的に発生するものであり、市が事前に対応できる施策には限界があるため、災害経費に係る県の新たな財政支援制度を創設すること 大雪時における市町村道の除雪に対する臨時特例措置について、対象路線の基準の緩和及び補助率をかさ上げし、地方財政への支援強化を図ること	地域戦略部 市町協働課 国土交通省	財政部 財政課 建設部 道路課	

■ 防災に関すること

要望	要望内容	要望先	福井市 担当部局	備考
	防犯カメラ設置補助事業について 小学校周辺など地域全体の防犯力を向上させるため、防犯カメラの設置に対する補助を継続すること	安全環境部 県民安全課	市民生活部 危機管理課	

■ 環境に関すること

要望	要望内容	要望先	福井市 担当部局	備考
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理について ポリ塩化ビフェニル(ＰＣＢ)廃棄物の処分期限が迫る中、対象事業者に適正な処分を履行させるための調査・指導や周知広報及び対象者による処理が困難となった場合の行政代執行には大きな財政負担を伴うことから、当該費用についての財政支援を国庫補助金により行うこと ＰＣＢ廃棄物の適正な処理促進に関する周知広報を拡充すること、特にテレビＣＭは周知効果が高いことから、頻度・期間等を拡大し実施すること	環境省	市民生活部 環境廃棄物対策課	

福祉・保健

■ 子育て福祉に関すること

要望	要望内容	要望先	福井市 担当部局	備考
	全国一律の子どもの医療費助成制度の創設、並びに子ども医療費等の現物給付を理由とする国民健康保険における療養給付費負担金及び調整交付金の減額措置の全廃について 全ての子どもが平等に医療サービスを受けることができるよう、全国一律の医療費助成制度を創設すること	厚生労働省	福祉部 子ども福祉課	
	貧困やひとり親家庭の子どもに対する学習支援事業について ひとり親家庭及び生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業を積極的に行うことができるよう、補助率の見直しをすること	厚生労働省	福祉部 子ども福祉課	

■ 障がい福祉に関すること

要望	要望内容	要望先	福井市 担当部局	備考
	市単独事業のタクシー利用等に係る外出支援について 在宅の障がい者が日常生活を行うためのタクシー利用料金の一部を助成する事業に対する支援制度を創設すること	健康福祉部 障がい福祉課	福祉部 障がい福祉課	

■ 介護・長寿福祉に関すること

要望	要望内容	要望先	福井市 担当部局	備考
 	介護予防・日常生活支援総合事業の安定運営への支援について 介護予防・日常生活支援総合事業に取り組むボランティア団体の結成を促し、持続的な活動を支援するため、十分な財政措置を講じること 地域の実情に応じた重度化予防を更に推進するため、総合事業を含む地域支援事業費の上限額を廃止すること	健康福祉部 長寿福祉課 厚生労働省	福祉部 地域包括ケア推進課	
	成年後見制度の利用促進に向けた支援について 成年後見制度の利用を促進するため、市民後見人の育成に対する財政支援を行うこと	健康福祉部 長寿福祉課	福祉部 地域包括ケア推進課	
 	新型コロナウイルス感染症に対応する介護サービス事業所等への支援について 新型コロナ感染症陽性者または濃厚接触者に介護サービスを提供した際に、介護職員への特別手当等は、「介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」の申請ではなく、介護報酬の加算による支援を行うこと	健康福祉部 長寿福祉課 厚生労働省	福祉部 介護保険課	

■ 保健・衛生に関すること

要望	要望内容	要望先	福井市 担当部局	備考
	ふくい健康づくり推進事業補助金の再開について 令和2年度で廃止された「元気な福井の健康づくり応援計画（健康増進計画）」に基づく「一市町一健康づくり」の取組への財政支援（ふくい健康づくり推進事業補助金）を再開すること	健康福祉部 健康政策課	保健衛生部 健康管理センター	
	がん検診の受診促進について 「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」の対象年齢の拡大と胃がん、肺がん、大腸がんを助成対象がんに追加すること	厚生労働省	保健衛生部 健康管理センター	
	30歳からの5歳節目年齢の歯周疾患検診について 歯周疾患検診の補助対象年齢を30歳からの5歳節目年齢に拡大すること	健康福祉部 健康政策課 厚生労働省	保健衛生部 健康管理センター	

農林水産業

■ 農業・林業・水産業に関すること

要望	要望内容	要望先	福井市 担当部局	備考
	中央卸売市場ライフライン更新について 中央卸売市場は市民への食料供給や、更には災害時における集積等の拠点としての機能を有しており、老朽化に伴うライフライン等の更新へ財政支援すること	農林水産部 流通販売課 農林水産省	農林水産部 中央卸売市場	
	間伐材搬出に係る支援の維持について 多様な林業事業体が間伐材の搬出に積極的に取り組むことができるよう、現在行っている間伐材搬出に係る支援制度を長期的に維持すること	農林水産部 県産材活用課	農林水産部 林業水産課	
	海岸漂着物地域対策推進事業補助金について 海岸漂着物地域対策推進事業補助金が年度途中で枯渇することがないよう、十分な財源を確保すること	安全環境部 循環社会推進課	農林水産部 林業水産課 農村整備課	
	間伐の推進及び間伐材の安定供給に必要な森林整備について 森林の有する多面的機能を発揮させるため、必要な森林整備に対する安定的な財政措置を維持すること	農林水産省	農林水産部 林業水産課	
	森林・山村多面的機能発揮対策交付金について 森林・山村多面的機能発揮対策交付金の地方公共団体の事務的、財政的な負担を軽減すること	農林水産部 森づくり課 農林水産省	農林水産部 林業水産課	

■ 有害鳥獣に関すること

要望	要望内容	要望先	福井市 担当部局	備考
	電気柵の更新について 電気柵の一部更新や部品交換に対する県補助制度を創設（新規、更新と同様の事業費の1/3補助）すること	農林水産部 中山間農業・畜産課	農林水産部 林業水産課 有害鳥獣対策室	
	鳥獣被害防止総合対策交付金（ソフト）について 有害鳥獣の捕獲の強化を図るため、捕獲機材の整備等に対する補助金額上限額を引き上げ、必要な予算を確保すること	農林水産省	農林水産部 林業水産課 有害鳥獣対策室	
	有害獣処理について 捕獲獣の種別で定めた1頭当りの上限単価を引き上げること 狩猟期間におけるイノシシの有害捕獲に対しての支援を拡充すること	農林水産部 中山間農業・畜産課 農林水産省	農林水産部 林業水産課 有害鳥獣対策室	
	ネット柵・金網柵及び電気柵の設置について 特に最近要望の多い金網柵への必要な補助金予算を確保すること 有害獣による農作物被害を軽減するため、ネット柵・金網柵・電気柵の設置に対する支援を継続すること	農林水産部 中山間農業・畜産課 農林水産省	農林水産部 林業水産課 有害鳥獣対策室	

■ 農村基盤に関すること

要望	要望内容	要望先	福井市 担当部局	備考
県 国	農業農村整備事業について 農業従事者の高齢化・後継者問題、産地間競争の激化など農業経営が厳しくなる中、本市農業の発展と農業基盤施設の永続的な維持管理のため、農業農村整備事業に係る地元負担軽減措置をすること	農林水産部 農村振興課 農林水産省	農林水産部 農村整備課	
県 国	多面的機能支払交付金事業について 多面的機能支払交付金のうち、資源向上活動（長寿命化）や同事業における事務処理等に係る推進交付金（市町）の予算が要求額を下回り、農業施設の長寿命化への取組が困難になっているため、必要な財源を確保すること	農林水産部 農村振興課 農林水産省	農林水産部 農村整備課	
県 国	地籍調査事業について 土地所有者の高齢化等により地籍調査の実施が年々困難になっていく中、速やかな地籍調査事業への着手・実施が求められており、重点5分野に該当する地区に加え、該当する分野がない地区においても十分な国庫補助の確保及び配分を行うこと また、現地調査等の調査手続きの見直し、地域特性に応じた効率的な調査手法の導入を進めること	農林水産部 農村振興課 農林水産省	農林水産部 農村整備課	
県 国	水利施設等保全高度化事業について（県営）（主計地区、榑谷地区、畚谷地区） 農業用水の安定的な供給や老朽化した農業水利施設等の保全管理と長寿命化を図るため、継続して財政支援すること	農林水産部 農村振興課 農林水産省	農林水産部 農村整備課	
県 国	農村地域防災減災事業について（県営）（大安寺地区(第一・第二)、主計地区、天津地区、大土呂地区、合谷地区） 農業農村地域における防災減災対策を推進し持続的な発展を図るため、排水機場などの基幹水利施設の機能強化に対して、継続して財政支援すること	農林水産部 農村振興課 農林水産省	農林水産部 農村整備課	
県 国	農山漁村地域整備交付金について（県営）（川西地区） 農作物の輸送時の荷傷み防止や通行の安全性及び利便性の確保を図るため、農免道路の舗装改修に対して、継続して財政支援すること	農林水産部 農村振興課 農林水産省	農林水産部 農村整備課	
県 国	農業競争力強化基盤整備事業について（県営）（上文殊地区、文殊地区、清水杉谷地区、清水山地区） 将来の農業を担う生産者の効率的かつ安定的な経営を図るため、農地の利用集積促進と生産基盤整備の一体的な実施に対して、継続して財政支援すること	農林水産部 農村振興課 農林水産省	農林水産部 農村整備課	

建設・生活インフラ

■ 道路に関すること

要望	要望内容	要望先	福井市 担当部局	備考
県	主要地方道 福井四ヶ浦線・福井大森河野線の整備について（巻末資料） 幅員狭小・線形不良区間の解消及び土砂崩れや落石に対する道路防災対策による安全で安心な道路環境の確保のため、整備事業の推進を図ること	土木部 道路建設課 道路保全課	建設部 道路課	
県	一般県道 京善原目線の整備について（巻末資料） 中部縦貫自動車道開通に伴う交通量増加に対応する安全で安心な道路環境の確保のため、道路拡幅及び歩道整備の推進を図ること	土木部 道路建設課	建設部 道路課	
県	一般県道 東郷麻生津線の整備について（巻末資料） 幅員狭小を解消し、幹線道路としての安全で円滑な交通の確保のため、整備事業の推進を図ること	土木部 道路建設課	建設部 道路課	
県	一般県道 上一光大丹生線の防災・改良について 土砂崩れや落石に対する道路防災対策や幅員狭小を解消し、安全で安心な道路環境の確保のため、改良事業の推進を図ること	土木部 道路保全課 道路建設課	建設部 道路課	
県	主要地方道 福井加賀線の歩道整備について（巻末資料） 安全で安心な道路環境の確保のため、道路拡幅及び歩道整備の予算配分及び整備推進を図ること	土木部 道路建設課	建設部 道路課	

要望	要望内容	要望先	福井市 担当部局	備考
	「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の推進について 自然災害時に重要インフラが確実に機能維持できるよう、防災・減災、国土強靱化対策に必要な予算を確保すること	国土交通省	建設部 道路課	
 	[中部縦貫自動車道の整備促進] 中部縦貫自動車道大野油坂道路の予算確保と早期完成・開通について (巻末資料) 一日も早い大野油坂道路の全線開通が実現できるよう、補正予算を含め必要な予算を確保すること	土木部 高規格道路課 国土交通省	建設部 道路課	
 	[道路改良関係] 一般国道416号〔白方～布施田バイパス〕の整備について(巻末資料) 観光振興、地域経済・産業の発展、福井市街地と福井港やテクノポート企業等との物流の円滑化及び地域間交流・連携の強化のため、バイパス整備の予算配分及び整備推進を図ること	土木部 道路建設課 国土交通省	建設部 道路課	
 	一般国道158号〔境寺～計石バイパス〕の整備について(巻末資料) 交通渋滞や交通事故の解消、地域間交流・連携の強化及び冬期間の安全な交通の確保のため、バイパス整備の予算配分及び整備推進を図ること	土木部 道路建設課 国土交通省	建設部 道路課	
 	一般県道 福井森田丸岡線の整備について(巻末資料) 新九頭竜橋の開通効果を最大限に発現させるため、坂井市区間における予算配分及び整備推進を図ること	土木部 道路建設課 国土交通省	建設部 道路課	
 	一般国道305号の整備について(巻末資料) 幅員狭小・線形不良区間の解消や、土砂崩れや落石及び高潮・高波に対する道路防災対策による安全な道路環境の確保のため、改良事業の予算配分及び整備推進を図ること	土木部 道路建設課 道路保全課 国土交通省	建設部 道路課	
 	主要地方道 清水美山線(大土呂・半田間)の整備について(巻末資料) 地域間連携の強化及び安全で円滑な道路環境の確保のため、JR北陸本線踏切の立体交差化を含む道路整備事業の予算配分及び整備推進を図ること	土木部 道路建設課 国土交通省	建設部 道路課	
 	主要地方道 丸岡川西線〔布施田橋〕架け替え事業について(巻末資料) 早期に旧橋撤去が完了するよう予算配分すること	土木部 道路建設課 国土交通省	建設部 道路課	
 	主要地方道篠尾勝山線の整備について(巻末資料) 中部縦貫自動車道永平寺大野道路の全面開通に伴う地域産業の振興や、魅力的な歴史観光ルートの形成及び災害時の孤立防止のため、本路線の未改良区間や交通不能区間の解消に向けた整備ルートの検討や整備を早期に行うこと	土木部 道路建設課 国土交通省	建設部 道路課	
 	市道の歩道整備(バリアフリー化)について(巻末資料) 既設道路の新たな歩道整備や段差解消等による安全で快適な歩行者空間の形成のため、バリアフリー化事業の予算配分をすること	土木部 道路建設課 国土交通省	建設部 道路課	
 	市道 環状西線の整備について(巻末資料) 交通の円滑化及び安全・安心な通学路の確保のため、変則交差点解消事業の予算配分をすること	土木部 道路建設課 国土交通省	建設部 道路課	
 	市道 川西国道線の整備について(巻末資料) 道路整備による福井市北部における東西交通の円滑化や歩道設置による児童生徒の通学の安全確保のための予算配分をすること	土木部 道路建設課 国土交通省	建設部 道路課	
 	市道 東部1-339号線の整備について(巻末資料) 福井市中心部と北陸自動車道や中部縦貫自動車道を連絡する緊急輸送道路にも位置付けられている本路線の整備に向けた支援及び事業化後の予算配分をすること	土木部 道路建設課 国土交通省	建設部 道路課	

要望	要望内容	要望先	福井市 担当部局	
	[消雪関係] 県道の消雪設備の整備について（巻末資料 ） 県道の冬期間の安全な交通の確保及び経済活動と市民生活の安定のため、消雪設備整備の推進を図ること （一般県道稲津松岡線、一般県道吉野福井線、一般県道大畑松岡線、主要地方道福井今立線、一般県道本郷福井線、国道416号）	土木部 道路保全課 国土交通省	建設部 道路課	
	市道の消雪設備の整備について（巻末資料 ） 冬期間における安全な通行の確保や安全、安心な市民生活と経済活動のため、市道（最重点除雪路線）の消雪設備整備に必要な予算配分をすること	土木部 道路建設課 国土交通省	建設部 道路課	
	除雪機械購入について 持続可能な除雪体制の確立を図るため、計画的に大型・小型除雪機械を購入できるような予算配分をすること	土木部 道路建設課 国土交通省	建設部 道路課	
	[道路メンテナンス関係] 橋梁の長寿命化について（巻末資料 ） 橋梁や横断歩道橋、門型標識等の道路施設の安全性・信頼性の確保のため、福井市橋梁長寿命化修繕計画等の個別施設計画に基づく補修等に必要な予算配分をすること	土木部 道路建設課 国土交通省	建設部 道路課	

■ 河川、砂防、海岸、港湾に関すること

要望	要望内容	要望先	福井市 担当部局	備考
	[直轄河川改修事業（九頭竜川水系）] 九頭竜川 九頭竜川・日野川フェニックス堤防整備事業について（天池地区）（灯明寺地区）（北野下地区）（郡町地区） 堤防断面の不足している堤防の強化を図るため必要な予算配分と整備推進を図ること	国土交通省	建設部 河川課	
	[直轄河川改修事業（九頭竜川水系）] 日野川 日野川水防災・湿地創出事業について（久喜津地区）（朝宮地区） 九頭竜川・日野川フェニックス堤防整備事業について（大瀬地区）（恐神地区）（西下野地区）（片粕地区）（下江守地区） 流下能力不足の大幅な改善と、多様な生物を育む豊かな河川環境の創出も考慮した河道掘削の推進を図るとともに、堤防断面の不足している堤防の強化を図るため必要な予算配分と整備推進を図ること	国土交通省	建設部 河川課	
	九頭竜川上流ダム再生事業について 九頭竜川上流において、既設ダムの有効活用による洪水調節を行うための必要な予算配分をすること	国土交通省	建設部 河川課	
	[河川改修事業] 流域治水対策河川事業について（荒川、底喰川）【県施工】 流下能力が不足している一級河川について、事業が長期化し度重なる浸水被害が発生していることから、流域治水対策河川事業の予算配分及び整備推進を図ること	土木部 河川課 国土交通省	建設部 河川課	
	大規模特定河川事業について（底喰川）【県施工】 流下能力が不足している一級河川について、事業が長期化し度重なる浸水被害が発生していることから、大規模特定河川事業の予算配分及び整備推進を図ること	土木部 河川課 国土交通省	建設部 河川課	
	広域河川改修事業について（江端川）【県施工】 流下能力が不足している一級河川について、事業が長期化し度重なる浸水被害が発生していることから、広域河川改修事業の予算配分及び整備推進を図ること	土木部 河川課 国土交通省	建設部 河川課	
	河川メンテナンス事業について（江端川）【県施工】 江端川排水機場の機能を確保するため、長寿命化計画に基づき実施するポンプ設備等の更新の予算配分及び整備推進を図ること	土木部 河川課 国土交通省	建設部 河川課	

要望	要望内容	要望先	福井市 担当部局	
	総合流域防災事業について（ハケ川北川、七瀬川）【県施工】 流下能力が不足している一級河川について、事業が長期化し度重なる浸水被害が発生していることから、総合流域防災事業の予算配分及び整備推進を図ること	土木部 河川課 国土交通省	建設部 河川課	
	総合流域防災事業について（準用河川底喰川）【市施工】 局地的な集中豪雨による浸水被害の軽減を図る総合流域防災事業について、早期完成のための予算配分をすること	土木部 河川課 国土交通省	建設部 河川課	
	[砂防事業等] 通常砂防事業について（未更毛川支川・大谷川支川）【県施工】 砂防河川未更毛川支川、大谷川支川における集中豪雨等による土砂災害を防止するため、砂防堰堤等の施設整備工事の予算配分及び整備推進を図ること	土木部 砂防防災課 国土交通省	建設部 河川課	
	急傾斜地崩壊対策事業について（清水山下、菅生、甕谷第1、清水山上第2）【県施工】 清水山下他3地区における住宅に面した山林の崩壊を防止するため、擁壁工等の対策工事の予算配分及び整備推進を図ること	土木部 砂防防災課 国土交通省	建設部 河川課	
	まちづくり連携砂防等事業について（西木田第2）【県施工】 居住誘導区域に指定された区域を保全するため、擁壁工等の対策工事の予算配分及び整備推進を図ること	土木部 砂防防災課 国土交通省	建設部 河川課	
	砂防メンテナンス事業について（山奥第5、四十谷、西荒井、菅生）【県施工】 山奥第5他3地区における砂防関係施設の老朽化対策を計画的に実施するための予算配分及び整備推進を図ること	土木部 砂防防災課 国土交通省	建設部 河川課	
	[海岸・港湾事業等] 福井港の北防砂堤延伸について【県施工】 航路への土砂流入の抑制を図るため、福井港北地区の防砂堤移設、延伸の予算配分及び整備推進を図ること	土木部 港湾空港課 国土交通省	建設部 河川課	
	福井港の航路浚渫について【県施工】 福井港における船舶の安全航行のため、継続した航路浚渫実施のための予算配分をすること	土木部 港湾空港課 国土交通省	建設部 河川課	
	海岸侵食対策事業について 破損した離岸堤の復旧及び人工リーフ整備を実施したが、今後も冬季の強い風浪により、砂浜が侵食されるおそれがあることから、継続した養浜等の実施のための予算配分をすること	土木部 砂防防災課 国土交通省	建設部 河川課	
	足羽川ダム建設事業の促進について 一日も早いダム完成のための必要な予算措置をすること	土木部 河川課 国土交通省	建設部 河川課	

■住宅に関すること

要望	要望内容	要望先	福井市 担当部局	備考
	耐震診断が義務付けられた大規模な建築物の耐震化について 耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務付けられた大規模な建築物の耐震化に関する事業について、重点的な支援を行うため、継続した必要な予算措置をすること	土木部 建築住宅課 国土交通省	建設部 建築指導課	
	[市営住宅整備の推進] 耐震化のための建替等や住環境改善のための事業について 市営住宅の建替等による耐震化や快適な住環境への改善を図るため、継続した必要な予算措置をすること	土木部 建築住宅課 国土交通省	建設部 市営住宅課	
	地域優良賃貸住宅整備事業等の住宅整備及び家賃支援について 地域優良賃貸住宅支援事業を実施するうえでの家賃支援にかかる県費補助について、新たな予算措置をすること 社会資本整備総合交付金の必要額の配分について、継続した必要な予算措置をすること	土木部 建築住宅課 国土交通省	建設部 住宅政策課	

■ 公園に関すること

要望	要望内容	要望先	福井市 担当部局	備考
	足羽山公園等の再整備について（園路及び管理棟の更新） 市民の憩いや健康増進の場であり、観光資源でもある足羽山公園を安全・安心に利用できるよう、再整備に対する必要な予算措置を継続すること	土木部 都市計画課 国土交通省	建設部 足羽山公園事務所	
	都市公園整備事業について（森田地区5号、6号、10号公園） 近年の激甚化・頻発化する自然災害に対する防災機能の強化を図るため、指定緊急避難場所として、森田地区5号、6号、10号公園の整備に継続した必要な予算措置をすること	土木部 都市計画課 国土交通省	建設部 公園課	
	長寿命化計画に基づく市内公園施設の更新について（長寿命化計画に基づく施設更新） 安全で安心な施設を確保するため、長寿命化計画に基づく施設更新に必要な予算措置をすること	土木部 都市計画課 国土交通省	建設部 公園課	

■ 水道、下水道に関すること

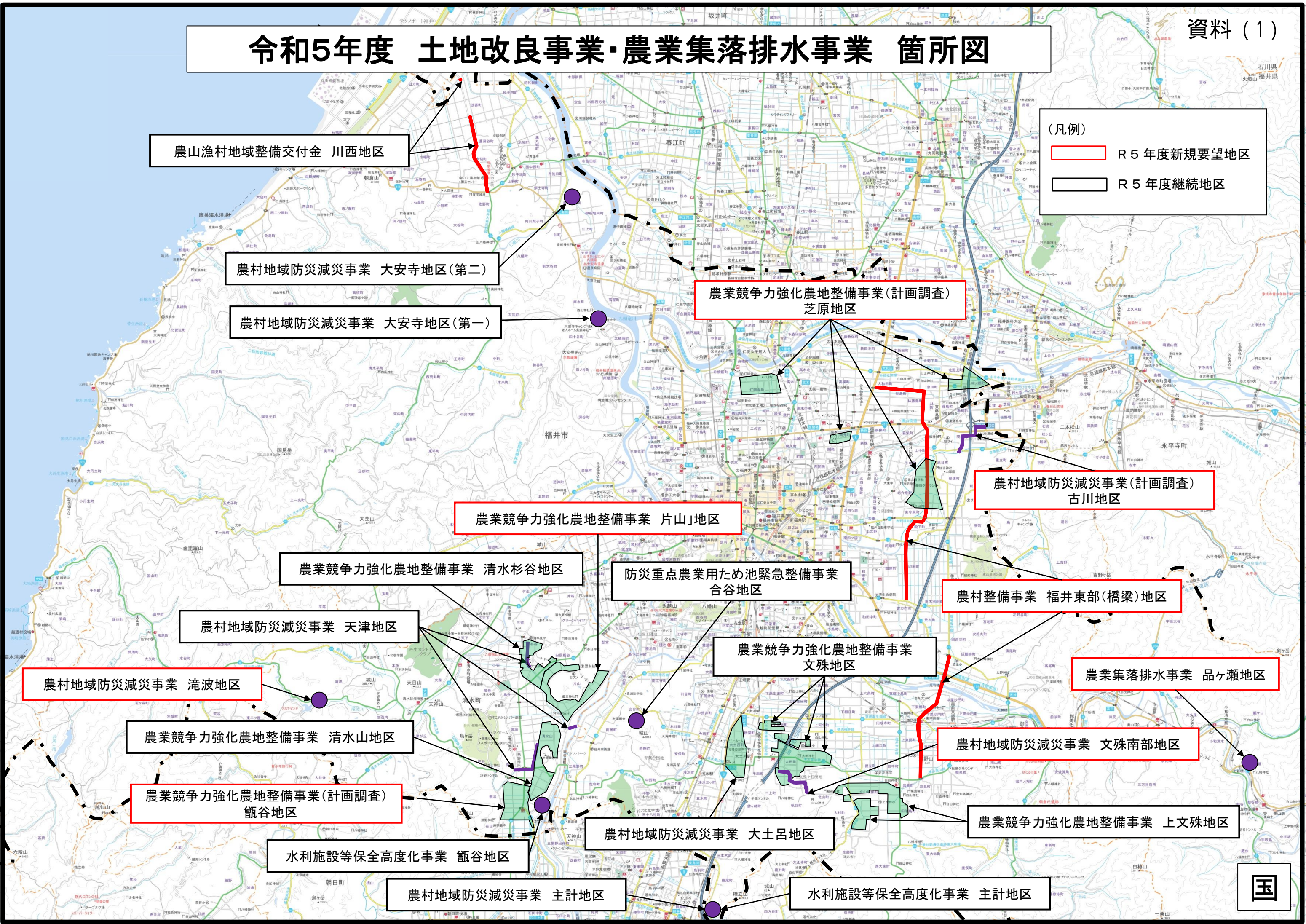
要望	要望内容	要望先	福井市 担当部局	備考
	下水道未普及地区解消について 計画区域における未普及解消のための事業に必要な交付金の配分をすること	土木部 河川課 国土交通省	企業局 上下水道経営部 経営管理課	

教育

■ 児童生徒に関すること

要望	要望内容	要望先	福井市 担当部局	備考
	中学校の生徒の健康診断における血糖検査の制度化について 中学校の生徒の健康診断における血糖検査の制度化と実施にかかる経費に対する支援をすること	教育庁 保健体育課 文部科学省	教育委員会事務局 保健給食課	

令和5年度 土地改良事業・農業集落排水事業 箇所図



(凡例)

R5年度新規要望地区

R5年度継続地区

農山漁村地域整備交付金 川西地区

農村地域防災減災事業 大安寺地区(第二)

農村地域防災減災事業 大安寺地区(第一)

農業競争力強化農地整備事業(計画調査) 芝原地区

農村地域防災減災事業(計画調査) 古川地区

農業競争力強化農地整備事業 片山J地区

農業競争力強化農地整備事業 清水杉谷地区

防災重点農業用ため池緊急整備事業 合谷地区

農村整備事業 福井東部(橋梁)地区

農村地域防災減災事業 天津地区

農村地域防災減災事業 滝波地区

農業集落排水事業 品ヶ瀬地区

農業競争力強化農地整備事業 清水山地区

農業競争力強化農地整備事業(計画調査) 甕谷地区

農村地域防災減災事業 文殊南部地区

水利施設等保全高度化事業 甕谷地区

農村地域防災減災事業 大土呂地区

農業競争力強化農地整備事業 上文殊地区

農村地域防災減災事業 主計地区

水利施設等保全高度化事業 主計地区



道路の整備促進等要望箇所図

